

議事日程（第2号）

平成24年6月11日（月）午前10時開議

1．出席議員は、次のとおりである。

1番 村上源吉君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 嶋原利光君	5番 高橋道也君	6番 菅野清一君
7番 菅野意美子君	8番 菅野正彦君	9番 黒沢敏雄君
10番 佐藤喜三郎君	11番 五十嵐謙吉君	12番 高野善兵衛君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 齋藤博美君
16番 新関善三君		

2．欠席議員は、次のとおりである。

なし

3．地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	佐藤賢助君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長兼こども教育課長	仲江泰宏君	生涯学習課長	松本康弘君
総務課長補佐	大内彰君		

4．職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書記 橋本文雄

5．会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名
一般質問

開議の宣告

- 議長（新関善三君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

- 議長（新関善三君） 会議を始める前に申し上げます。

本日は気温が上がってまいりますので、上着を脱いで結構です。

- 議長（新関善三君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において5番議員 高橋道也君、6番議員 菅野清一君を指名いたします。

- 議長（新関善三君） 日程第2，これより一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行い、議員の発言は、答弁を含めて60分以内といたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようお願いいたします。

通告順に質問を許します。

7番議員 菅野意美子君の登壇を求めます。菅野意美子君。

- 7番（菅野意美子君） おはようございます。7番 菅野意美子でございます。東日本大震災から1年3か月、福島県には、今なお原発事故による様々な問題が重くのしかかっております。最近では、子ども避難者3万人超という衝撃的なニュースが流れました。子どもを持つお母さん、ご家族のことを思うと胸が痛みます。公明党は結党以来、子どもの幸福を政治の最大のテーマとして、真っ先に小中学校の教科書無償配布、昭和38年を実現。児童手当創設や奨学金制度の拡充など、次々に取り組んできました。そして今、放射能から子どもたちを守り、子どもの笑顔が満ちあふれる福島を作るため、地域から国を動かす公明党のネットワーク力で数々の実績を身近に作り、喜んでいただいています。福島未来を作るのは子どもたちです。子どもたちを安心して育てていける環境を作ることが、今、最も重要な課題です。これからも子どもの幸福のための政治を誠実に実行してまいります。先に、通告しておいた大きく2点、細部5分について質問をさせていただきます。

1点目、子どもの命を守るための対策について。(1)、子どもを屋内遊び場をおじまふるさと交流館に設置すべきではないか。原発事故の影響により多くの子どもたちが、屋外での遊び場や運動が十分にできない状態が続いております。思いっきり遊べないことによるストレスの増大や運動不足による体力の低下、こども同士、親同士のコミュニケーションの減少などが危惧されており、子どもたちが安心して遊べる屋内遊び場の整備は、緊急の課題です。昨年12月、郡山市が民間企業の協力で開設した大型屋内遊び場、ベップキッズ郡山は約3か月で10万人以上が利用し、好評を博しております。本町でも是非子どもの屋内遊び場をおじまふるさと交流館

に設置すべきではないのか。町長の考えをお伺いいたします。

(2)点目、児童、生徒への放射能に対する教育をどのように教えているのか。放射能に対して1年3か月が経った今、環境も変わってきているので、専門員、アドバイザーの養成をして、分かりやすい放射能教育をやってはどうかお伺いいたします。

(3)、朝の登校時、通学路での痛ましい事故が相次ぎ、本町としても通学路の危険箇所の総点検を実施して、子どもの命を守る対策をすべきではないのか。4月23日、京都府亀岡市で集団登校中の小学生の列に無免許運転の軽自動車が突っ込み、10人の死傷者を出しました。この事故の4日後、千葉県館山市で児童と見送りの保護者の列に軽ワゴン車が突っ込んで小学1年生が死亡、愛知県でも横断歩道中、小学生を撥ね、2年の児童に重傷を負わせました。震災後、本町も車の交通量は以前よりも増え、道路状況は変わってきており、もちろん子どもの命を守るためにも、早急に通学路の危険箇所を点検し実施すべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

大きく2点目、一人暮らしの高齢者対策について。(1)、100歳以下の一人暮らしの高齢者の把握はしているのか。

(2)、緊急医療情報キットの配布をすべきではないのか。2010年版高齢社会白書によれば、65歳以上の高齢者の単独世帯と夫婦のみの世帯で過半数を占め、単独世帯は今後も大きく伸び続ける見通しになっています。一人暮らしの高齢者が、家族や地域とのつながりを持てず、社会的に孤立しやすい環境にあること。そして、家族と地域とのつながりが希薄化したのは、単身世帯の増加に対応して、生活の利便性が向上したことにより、家族や地域の人と交流しなくとも生活が成り立つようになったことが、要因とされております。一人暮らしの高齢者の安全、安心を確保するために、医療情報キットを冷蔵庫の中に保管して、救急隊員が駆けつけた際に、本人からの確認が困難な場合にでも、かかりつけの医者や持病などの医療情報を専用の容器の中に入れ、保管された情報の基に適切な措置を可能にする緊急医療情報キットを配布されてはどうでしょうか、町長の考えをお伺いいたします。

以上5点について質問をさせていただきます。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 皆さんおはようございます。今日から一般質問となります。どうぞよろしくお願いをいたします。

7番 菅野意美子議員の質問に答弁をいたします。

2点目であります。一人暮らしの高齢者対策はにつきましての100歳以下の一人暮らしの高齢者は把握しているのかのご質問でございますが、高齢者の一人暮らし及び高齢者だけの世帯については、民生、児童委員及びふれあい相談員を通じて見守り、声掛けが必要な世帯の把握に努めております。その結果、福祉票という帳票により管理をいたしております。現在、65歳以上100歳以下の一人暮らしの方は409人で、高齢者世帯は175世帯と合わせて合計584世帯になってお

ります。町といたしましては、こうした高齢者の把握と併せて閉じこもり対策としまして、いきいきふれあいサロンの開催を全町的に推進をいたしております。更に、運動不足対策としての健康教室や体操教室の開催及び交流を兼ねた料理教室等を実施し、人と人のつながりを強めるなど、孤独感の解消等に努めております。

次に、2つ目の一人暮らしの高齢者に緊急医療情報キットを配布すべきと考えるがどうかについてのご質問でございますが、緊急医療情報キットにつきましては、議員お質しのようにかかりつけの病院、常用の薬、緊急連絡先を書いた書類とともに診察券や健康保険証の写しの情報をすぐに取り出せるようボトル型の容器に入れて冷蔵庫に保管し、急病や災害の緊急時に救急隊や医師が迅速な処置ができるよう備えておくというものであります。このキットを保管していることを示すために、玄関や冷蔵庫に貼るステッカーが入って1セットとなります。東日本大震災以降、高齢者の危機意識も高まっていることなどから、その重要性も認識されてきており、他の自治体で導入されている事例もあります。今後、民生児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関と協議を行い、緊急時等における高齢者の不安軽減につなげていけるよう検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 7番 菅野意美子議員のご質問にご答弁を申し上げます。

第1点目の子どもの命を守るための対策についてでございますが、教育委員会といたしましては、議員ご指摘の子どもの生命と健康を守るという視点から、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生当初から今日まで、放射線積算線量計及びホールボディカウンタ、シンチレーション食品検査機器等による内部被ばく、外部被ばく検査を継続的に実施し、児童、生徒の健康管理に努めてまいったところであります。また、検査結果につきましては、その都度個別に当該保護者に通知をいたし、保護者の不安解消に鋭意努めてまいったところであり、今後も子どもの命を守るため、最善の努力をしてまいる考えであります。議員ご質問の(1)、子どものための屋内遊び場をおじまふるさと交流館に設置すべきではないかについてのご質問でございますが、現在、川俣町の放射線量はさまざまな除染対策により低下しつつあるとはいえ、若い子どもを持つ親や家族にとっては、長時間屋外で遊ばせることに不安を持つ親が少なからずおりますことは、否めない事実であります。教育委員会といたしましても、これら不安を抱える保護者に対し、適切に対応していかなければならないものと考えており、また、設置場所及び運営の方法等につきましても、おじまふるさと交流館に設置することが適切なのかも含め検討する必要がありますので、今後、様々な幼児保育団体の方々のご意見をお伺いしながら、研究してまいる考えでありますので、ご理解を願いたいと存じます。

次に、2つ目の児童、生徒への放射能に対する教育は、どのようになっているのかについてのご質問についてでございますが、文部科学省は、これまでも原子力発電所の安全性や放射線の有効利活用に関する内容を中心とした小・中学生用の副読

本を作成しており、各都道府県の小・中学校においては、これを教材として授業の中で取り扱ってきたところでございます。しかしながら、昨年３月に発生いたしました東京電力福島第一原子力発電所の事故により、これまで配布していた副読本を廃止し、新たに放射線の基礎知識及び放射線による人体への影響についてなどを主たる内容とした副読本を作成し、各都道府県の小・中学校に配布し活用するよう通知があったところであります。町教育委員会といたしましては、文部科学省が作成した副読本を精査したところ、本町の一部である山木屋地区が計画的避難区域の指定を受け、山木屋地区の児童、生徒は現在も仮の校舎で学んでいる実態を踏まえ、今般、配布された副読本を一律に授業の中で取り扱うことには問題があるとの結論に達し、川俣町独自の放射線教育を進めることにいたしました次第でございます。既に教育委員会と町小・中学校校長会におきましては、本年２月２７日から３月上旬にかけて、本町のすべての小・中学校で放射線教育にかかる公開授業を実施いたしました。本町の放射線教育にかかる取組みにつきましては、既にマスコミ等にも取り上げられ、広く報道されたところでございます。また、放射線教育を更に充実するために、本年４月より町校長会組織を一部見直し、放射線教育担当の校長２名を配置し、本格的な放射線教育に取り組むことといたしております。具体的な指導内容につきましては、原発事故後の安全な生活について、家族やふるさとを大切にすることを育てることについてなど、６項目からなり、小学校１年生から中学３年生まで心身の発達状況を踏まえた指導計画を作成したところでございます。なお、５月下旬には各学校の授業計画が出来上がっておりまして、６月中旬から本町独自の放射線教育が本格的にスタートすることとなっております。

次に、３点目の登校時の痛ましい事故が相次いでいるが、本町としても危険箇所の総点検を実施すべきと考えるがどうかについてのご質問でございますが、議員ただいまご指摘のとおり、去る４月２３日に京都府において、また、４月２７日には千葉県と愛知県におきまして、登校中の児童生徒等の列に、突然自家用車が突っ込み、多くの死傷者が出るという痛ましい事故が発生いたしました。当教育委員会といたしましても、他の地域での出来事として済ますことのできない極めて深刻な事故であり、幼くして命を絶たれた子どもさんに対し、心から哀悼の意を表するものであります。申すまでもなく、学校で学ぶ児童、生徒が安心して学校生活を過ごすことができることはもちろんのこと、登下校中における通学路の安全対策を含め、学校生活にかかる安全確保に努めることは、教育委員会の極めて重要な責務の１つと考えております。町教育委員会といたしましても、この事故を真摯に受け止め、本町における全ての学校の通学路の安全確保について、先月８日に開催されました第２回町小・中学校校長会において、京都府の事例を紹介し、通学路の再点検を指示するとともに、先月の５月１４日付教育長名で各幼稚園、保育園及び小・中学校へ緊急通達を行い、通学途上における危険防止のため、通学路を再点検し、事故防止に万全を期するよう園長及び校長に指示し、その結果について、報告を求めたところであります。児童、生徒の交通事故防止につきましては、川俣町緋の里見守り隊

をはじめ、川俣町交通安全協会、福島警察署川俣分庁舎等の協力を受けながら、今後も通学途上における児童、生徒の事故防止に鋭意努めてまいる考えであります。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 菅野意美子君。

○7番（菅野意美子君） 7番、再質問をさせていただきます。

子どもの屋内遊び場をおじまふるさと交流館に設置すべきではないのかについてでございますけど、伊達市も設置されまして、本宮市も子どもの遊び場が設置されました。あと福島も市民会館に設置されたということなんですけど、それで、これは県の事業だし、3分の2の補助事業もあるし、もう本当にいち早くやったほうが、私は得するし、もちろん川俣町は、こういう一部計画避難も抱えまして、暗い町の中になっておるので、やっぱり子どもの遊び場を造ることによって、川俣町のイメージがすごく明るくなるんじゃないかなと私はもう本当に思って、それをどこに造ったらいいのかと私なりに考えてきて、おじま交流館が適当じゃないかなと、また、おじま交流館4月に開館した、私も開館式に行かせていただきましたけど、大勢の人たちが体育館に集まって、盛大に開館式をやりました。そういうので、あの中の様子も中に入ったところ、すごい広い廊下にもなっているし、構造的にはすごく適しているんじゃないかなと私は思ったので、是非おじま交流館が適当ではないのかなということを考えましたので、その点もう一度町長の考えをお伺いいたします。

○議長（新関善三君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 7番 菅野議員にご答弁を申し上げます。

ただいま子どもの遊び場を、おじまふるさと交流館に設置してはどうかという再度のお質してございますが、私も教育委員会といたしましては、幼稚園を中心として、あるいは園長会等で、この内容については研究をして、今現在おるところであります。また、NPO法人の茶畑の代表の方とも、この設置についての意見をお聞きいたしたりして、今日まで来たところでもありますけれども、いろいろと課題もございます。郡山、福島の例を議員ご紹介されましたけれども、これも決定的に長期間にわたって設置されたものではなくて、期限を切った設置のようでございます。実際、運営する中で用具の中身というのは、ほとんど外国からの輸入品でございます。これらについての研究も必要ですし、安全性も確認しなければなりません。また、設置したからどうぞお使いくださいと言って開放するだけでは問題が生じまして、子どもの安全、あるいはまた用具の使い方について、管理する者が十分に理解しておかなければなりません。そういう中で今現在、研究中でございますので、ご理解をいただきたいと思います。なお、おじまふるさと交流館の使用等につきましては、今、子どもたちが実際に宿泊体験6月上旬から始まっております。そういう中で果たしてその教室等に設置できるかどうか、これも今、検討中でございますので、併せてご理解を賜りたいと存じます。

○議長（新関善三君） 菅野意美子君。

○7番（菅野意美子君） 長期的に造られるということではないにしても、やはり即や

るべきだと私は思うんです。それで、財政的にも、やはりこれ3分の2は県が出してくれて、3分の1、町負担なので、本宮市は7,500万円の予算なんですけど、だから5,000万円県から出て2,500万円、あと伊達市も1,500万円の予算で500万円だけなんです。そういうので財政的には本当に良いと思うので、やっぱり即やっていただきたいと私は思います。やっぱり川俣町のスローガン、「子どもの笑顔いっぱい、まちづくり、元気いっぱい、まちづくり」とかというスローガンですよ。だから、私は本当に子どもの遊び場をいち早く造ることが、町のためになると私は考えます。なので、みんなはもう4月から設置して、遊具はものすごく安全性なんです。昔の遊具ではなくて、テレビでもみんなご存じだと思いますけど、風船ボール、もう見ただけでもうれしくなるような遊具で、もう本当に安全性、あと砂場ですね、砂場とか、伊達市の場合4つの遊具が入ると7月には、それ殺到してしまっていて、ちょっと時間がかかるということで、その遊具もお金高いですよ。やはり昔のと違いますので安全性は高い。また、その設置するに当たって、指導というのか管理者は、やっぱり4名ぐらいは必要なんです。それで、伊達市は入り口に4年生だか5年生まで遊べると書いてありましたね。だから、そういう高学年は遊べないということで規則もちゃんと決まっていますし、だから、なにも場所さえ決まれば、すぐできることじゃないかなと思いますけど、その点お願いします、もう一度。

○議長（新関善三君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 7番 菅野意美子議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど私ご答弁申し上げましたとおり、安全面、費用面、そして人員の確保、それから場所、これらについて現在、研究を進めておりますので、ひとつご理解を賜りたいと存じます。

○議長（新関善三君） 菅野意美子君。

○7番（菅野意美子君） やはりどうせやるなら早くやっていただきたいと、私は思います。そういうことで決断して、一日も早くの設置をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

児童生徒への放射能に関する教育もね、今、教育長がしっかりと話しをしていただきましたので、独自のやっぱりそういう放射能に対しての教育が、私は必要かなと思います。それで、やっぱり川俣町は安心なんだという、やっぱりそういう強い看板を掲げるというのも、1つの方法かなと思います。今、話したように、子どもが流出していくのは止められないとは思いますが、やっぱりそういう防止策というか、そういう面でもこれだけはやっているんだと。もう川俣町は大丈夫なんだよという、そういう強い放射能対策の教育大事だと私は思いますので、そういう点よろしくをお願いします。その点お伺いいたします。

○議長（新関善三君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

先ほども意美子議員にお答え申し上げましたが、これ文部省で出しております、

意美子議員ちょっとご覧になっていただきたいと思います。これは文部省で出している小学生用と中学生用の副読本でございます。この内容はですね、本町において決して議員ご指摘のように、すべての子ども、保護者が安心できる内容になっておりません。当然、川俣町教育委員会並びに町当局と協力しながら進めております放射能対策、いわゆる子どもたちの命を守るという対策についても、万全だとは思っておりません。不安を持っている保護者もたくさんございます。しかしながら、正しい情報を正確に、また、瞬時に各子どもたちや保護者に提案し、あるいは情報を公開することによって、実は保護者の安心が確保できるものと思っております。今後とも町の現状をしっかりと押さえながら、保護者が安心できるような放射能教育を進めてまいる考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（新関善三君） 菅野意美子君。

○7番（菅野意美子君） 本当にしっかりと教育長言っておりますので、期待しております。よろしくお願いします。

3番目なんですけど、朝の登校時、通学路での傷まし事故のことなんですけどね、これも緊急事態発生ということで調査を始まったということですか、調査やったんですよね。はい。その結果、お願いいたします。

○議長（新関善三君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 7番 菅野意美子議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどご答弁申し上げましたように、教育委員会といたしましては、校長会を通して、また、緊急通達を通して各学校の通学路の安全について確認をし、報告を受けました。具体的な点2～3申し上げますと、議員も大変関心が高く、子どもの安全についてご心配いただいておりますので、恐らくあの現場は見られたとは私思うんですが、1つは飯坂小学校、この飯坂小学校はご案内のように、原発後、大変車両の通行が多い。教育委員会といたしましては、校長立ち会いのもと、危険箇所を確認してございます。特に日ピス前の歩道ですね、これ非常に狭くて道路も、コンクリート、アスファルトが壊れているような状況にございますので、子どもがつまずいて交通事故に遭うというような危険性が多いということで、校長大変心配しております。現在のところ町当局とは道路補修等について、どうしたらいいのか検討を進めていただいておりますが、さっそく今は校長、あるいは教員が代わる代わる立って、あそこで子どもの安全確保に努めております。また、あの川俣小学校は非常に狭い道路で、これまた非常に歩道が狭くて危険箇所たくさんございます。これも報告されておまして、さっそく川俣小学校では白線を道路に引かしていただいて、そこに毎日教員が代わる代わる立って、子どもにこの白線の内側を必ず通るようにという、具体的な指導を進めておりますので、ご覧になったかと思うんですが、ご理解をいただきたいと思います。なお、教育委員会といたしましては、これだけでは実は不十分でありまして、教育委員会が安全点検をしたとしても、危険は内在しているわけです。例えばカーブミラーの問題とか、白線の問題とか、あるいは今申し上げました道路のアスファルトが壊れているということもございま

すので、現在、早急に町と警察と、そして教育委員会、校長会の代表が集まって、この悲惨な交通事故を守るための登下校中における安全点検について補修を含めた要望をいたす考えでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（新関善三君） 菅野意美子君。

○7番（菅野意美子君） 私も交通安全の方部会長をさせていただいておりますので、そういう点で本当になかなか県道、国道補修するというのは、本当に財政的にも大変だと思いますけれど、そういうので事故が起きちゃってからは本当にかわいそうなので、その前にやっぱり警察と交通対策等を話し合って、一日も早く交通、また、歩道ですか、飯坂のところ歩道を広げるということをしたらいいんじゃないかなと私は思います。歩道も少し広げて、交通量に対しての歩道の幅が本当に狭いですね。なので、側溝をきれいにして蓋をして広げることはできるんじゃないかなと。あと薄くなっている川小とかほかの学校にしても、白線を強くして、やっぱり平らなところも歩く道路の白線消えたところを引いていただきたいと思います。そういうことで、これは本当にみんなの協力の下でやっていくことが、やっぱり一番大事じゃないかなと思いますので、その点よろしく願いいたします。

最後に、2点目なんですけど、大きく2点目、一人暮らしの高齢者対策についてなんですけど、これ本当に孤独、これ把握について民生委員通じてやっているということの答えのようでしたけれども、これは実現したところの大阪府の豊中市で、この安心キットで実現できて、本当にみんな喜んでいう、こういう新聞に載っていたんですけど、やっぱり高齢者が救急車を呼ぶなどの緊急時に、その人の情報を救急医療に活かすことができるように、昨年4月から豊中安心キットというのが実現したということで、やっぱり緊急連絡先の情報を容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくという制度なんですね。この容器は100円ショップで購入したり、家にあるものを利用して、その上に赤十字マークを貼り、目立つようにしましたということで、本当にこれはアイデアですよ。お金もかからないし、本当に私も良いことだなと思いますので、掌握のためにこの制度、緊急の容器に入れるという、まあ用紙を作ることになるのかなと思いますけど、その点もう一度お伺いいたします。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

町長の答弁にもございましたが、緊急時等におけます高齢者の不安の軽減にもつながるものと考えておりますので、ご指摘のようなそういったキットについて、今後、検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 菅野意美子君。

○7番（菅野意美子君） 一人暮らしで川俣町もいろんな教室をやっている、また、そういう運動もやっているということなんですけど、そういうところに出てくる人は本当に良いですけど、やっぱり家にこもる人が一人暮らしになると多いので、そうい

うためにも人を助けるためにも、こういう安心キットというのがあれば良いかなと思います。前向きにやるということの答弁だったのかな今は、保健課長の話。やっていただけますか。全然予算もかからないことですので、よろしくお願いいたします。じゃ、その点もう一度お願いいたします。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 答弁をいたします。

ただいまご質問いただきましたが、そういった安心の対策のために今後、事業の具現化に向けて対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。以上で答弁といたします。

○7番（菅野意美子君） ありがとうございます。これで終わります。

○議長（新関善三君） 次に、6番議員 菅野清一君の登壇を求めます。菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 6番 菅野清一であります。私は、本定例会にあたり、先に通告してあります大きく2点、細部8件について、当局の考えを質すものであります。

無知で無能な政府と、金儲けのためなら国民の生命や財産を踏みにじっても何とも思わない、いわゆる原子力村の蛮行によってもたらされた原発事故は、16万人に及ぶ避難者はもとより、多くの人の生活が破壊され、いまだその生活再建が遅々として進まず、瀕死の状況にあります。放射能汚染により仕事を奪われ、ふるさとを追われ、家族も散り散りになり、先の見えない避難生活の中、生活困窮者や自殺者は増える一方の状況にあります。政治も今回の原発事故の教訓は、正にこの国は力を持たない国民にとって、政治も行政も全く機能しないことを証明しているものであります。一方的に放射能を浴びせられ、被ばく線量の基準を何ら化学的根拠のないICRPの基準20ミリシーベルトを持ち出し、いきなり20倍にもハードルを上げられ、避難することもままならず、仕事や生活の補償もされず、また、避難しても精神的苦痛の賠償が、交通事故の制度にすり替えられるなど、その実態はまともな救済とはかけ離れたものであります。交通事故は、被害者が加害者にもなり得ますが、原発事故は一般国民が加害者になることは、絶対あり得ないのであります。特に住むところを追われた双葉地方の住民に、最終処分場の方向も決まらぬまま中間施設を平気で提案してくる政府の無神経さは、目を覆うばかりであります。中間貯蔵施設提案の前に、被災者住民の補償賠償は、まず、先であることは明白であります。しかも、知事を交えて双葉8町村で協議するという前提がある中、個別に首長と協議をし、避難解除を強制し、避難区域の分断を図りながら国家行政を進めることは、この国の現在の政府の悪質かつ陰湿なやり方は、双葉地方住民により反発されて当然であり、国は未来永劫にわたり、この歴史的断罪を免れることはありません。特に文部科学省に設置されておる原子力損害賠償紛争審査会は、被災町村の意見が全く反映されず、一方的に東電や国の立場に立った方針が出されていることから見て、被災者にとっては、この組織は単なる事業者である東電の隠れ蓑であり、被災者の立場からするならば、犯罪的集団にさえ見えてくるのであります。放射性物質の処分場も補償賠償も要として進まない第一の原因は、国と東電の立場

にしか立たないこの組織であることは、明らかであります。更に問題なのは、原発の事故調査委員会であります。国の事故検証調査委員会には、事業者である東電の責任を問わないことを前提としているし、民間の調査委員会は、当事者である東電からは一切の証言も取れず、政府の批判だけに集中し、

また、国会の事故調査委員会は、政府との県の対応を問題視するだけで、原因者である東電や原子力業界にはあまり注文をつけておらず、どれもが東電の責任を厳しく追及してはいないのであります。これでは、絶対に公正かつ、正しい事故の検証は不可能であります。このような現実の中、去る8日に、政府は福井県大飯原発3、4号機の再稼働を表明しました。大飯原発3号機、4号機は、PWR、いわゆる加圧式型110万キロワットであり、モックス燃料、いわゆるプルサーマル対応の原子炉でもあります。通常原子力発電は100万キロワットの規模で、1日3キログラムのウランを核分裂させ、1キロ分だけ電気に変え、残り2キロは捨てることになります。110万キロワット原発の場合だと、毎日360万キロワットの出力をしながら運転することになり、年間を通し膨大な量の核廃棄物放射性物質を生み出す結果となります。広島型原爆は、たった800グラムのウランでありましたから、大飯原発1機で約4倍のウランで核分裂を続けていくことになるのであります。しかも、大飯原発のストレステストは、コンピュータ上のシミュレーションであり、安全上の基準もたった3日で作成したもので、実証実験もなく、いわゆるPW加圧水型なので、格納容器が大きいということでベント機能もなく、重要免震等もありません。しかも、近くは近畿地方の人口密度密集地帯があり、一度事故が起きたら、福島のと違ってないことは明らかであります。国民の71%が反対という声を無視し、これを突破口に次々と原発の再稼働に踏み切ることは、容易に想像されます。福島の復興なくして国の復興はないと明言した言葉が、むなしく響くのは当然であります。この国の体質は東電と全く同じで、謝罪はするが、完全賠償はしないという、正に慇懃無礼の一言につきるものであります。加えて、一度の発電をすることもなく、ふくげんと同じく廃炉の方針だったはずの福井県敦賀市の高速増殖炉モンジュに今年3月下旬、試験計画作成などの名目で1億円の契約がプランとメーカーと結ばれていることが明らかになりました。今回の契約は、昨年度の予算を使っただけの駆け込みというものでありますけど、脱原発とか再生可能自然エネルギーの導入などという言葉とは裏腹に、国や電力会社は全く考えていないことを証明しているようなものであります。この事業者優先、ゼネコン優先の体質は、被災者に対する賠償のあり方や除染に対する考え方にも色濃く表れております。補償賠償にしても、除染計画復興予算にしても、複雑な書類の提出を求めたり、自治体の裁量権を制限したり、国による除染計画も、地元住民が苦笑いしてしまうような幼稚な作業計画に膨大な資金を投入するなど、およそ住民の要求とは乖離した計画であります。これは正に国民の税金を国家権力をもって、人の金だから何とも思わないという体質そのものであります。本当に除染というのが可能であるなら、その地域全体はすべて除染すべきであります。通常的生活空間やその周辺の一部を除染のまねご

とをしても、安全、安心の生活を担保することは、到底不可能であります。経済学者の池田信夫氏が試算した結果では、放射線管理区域とされる年間5ミリシーベルト以上を除染するなら、過去のカドミウム汚染の除染費用で換算するなら118兆円になり、国の基準である1ミリシーベルトで換算すると、1,285兆円になると言われております。一方的に放射能で汚染され、生存権、財産権を侵された被害者である住民に対して、加害者である東電と国はいくら費用がかかろうと、現状の回復とその責任は絶対免れないものであり、加害者に超法規的措置はあり得ないのであります。国の実証実験と言われる除染ならぬ放射性物質をただ右から左に移すという移染作業の実態は畑や野山の放射性物質をトンバックに詰め、その場に積み上げるというお粗末なものであります。仮置き場や中間貯蔵施設、そして、最終処分場もない国の除染作業というのは、放射性核廃棄物の決まらぬ原発を再起動させてきた原子力行政と全く同等のものであります。この除染の公共事業の施設といたしましても、例えば山木屋小学校に9,000万円、山木屋中学校の除染に7,000万円という巨費を投じ、集めた放射性物質をただそのままその場に置くという実態が浮き彫りになっております。農水省が実施する農地の実証実験にしても、整備された田畑の表面を削り取り、その上にその辺の山の土を覆土するという作業に、10ヘクタール2億4,000万円、なんと10アール240万円であります。昨年、環境省が実施した家屋、山林、田畑の実証実験は8町7反、いわゆる8.7ヘクタールに推定約4億円、10アール、460万円であります。原発事故により補償賠償された米の補償価格は、10アールたった5万9,000円であります。正に大手ゼネコン優先の災害対策であり、農家は怒り心頭の状況にあります。被災地の現実、今や消費税値上げ税と社会保障の一体改革どころではなく、ゼネコンと農家の補償賠償の一体改革をすべき現実なのであります。例え除染したところで、空間線量は下がったとしても、果たして土壌線量は下がるのか。数値が下がっても、作物が作れるのか。

また、その作物が売れるのか、安心して住民生活が送れるのか、商売は成り立つのかなど、不安と恐怖は尽きないものであります。このような現実の中、国は20ミリシーベルト論を振りかざし、避難区域の再編を図っております。以上のような観点から次の2件について、当局の考えを質すものであります。

大きな1番として町の再生、復興の実施計画の具体的内容についてであります。まず、(1)として、国による除染計画の現状と課題は、どのようになっているのか。(2)として、国の実証実験は、除染から作物の栽培、住民の生活など、総合的な実証計画を国に対して求めるべきではないか。(3)として、避難区域の見直しと現在の町の対応はどのようになっているのか。(4)として、避難住民の補償賠償などは、町として具体的に対応すべきではないのか。(5)として、原子力損害賠償紛争審査会にもっと自治体の声を反映させるような場を作るべきではないか。そして、(6)で、被災町村、いわゆる13市町村の自治体が連携して取り組むということになっておりますが、これをもっと具体的に国の関係機関に協力に交渉の窓口を作るべき

ではないかということであります。

大きな2番として、今や4号機のプールに現れているように、全く収束のめども立っていない、いつどういう状況になるか分からないこの原発に対して、町の緊急対策はどのようになっているのか。まず、(1)として、具体的な対策として、ヨウ素剤の配布、どのようにして飲ませる。避難先の場所などは具体的にできているのか。(2)として、被災13市町村、いわゆる原発被災町村が、連携してこの情報の伝達、計画の作成にすべきではないかと思うが、この点についてどのように考えるか。以上、質問といたします。

○議長（新関善三君） ここで休憩いたします。再開は午前11時10分再開いたします。
（午前10時55分）

○議長（新関善三君） 再開いたします。
（午前11時10分）

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 6番 菅野清一議員のご質問に答弁をいたします。

はじめに、第1点目の川俣町の再生、復興の実施計画はの(1)、国による除染計画の現状と課題はについてのご質問でございますが、計画的避難区域の山木屋地区の除染計画の現状につきましては、去る5月19日、20日の両日にわたり、11すべての行政区の住民の方々を対象に、本格除染へ向けた土地等への立入りに関する説明会を開催し、すべての行政区の皆さんから了承を得て、現在、住居周辺のモニタリングと家屋の状況調査を実施しているところであります。今後、住居等の空間線量と家屋の状況調査の結果を踏まえまして、個々の住宅の除染方法が決定され、地権者からの同意を得たうえで、本格除染の開始となる予定でございます。

次に、本格除染の数値目標につきましては、国では、今年の3月末時点での年間積算線量が50ミリシーベルト、20ミリシーベルト、10ミリシーベルト、5ミリシーベルトの宅地について、2年後の平成26年3月末に、それぞれの年間積算線量を平均的に17ミリシーベルト、8ミリシーベルト、5ミリシーベルト、3ミリシーベルトに減少することを目標として設定したところであります。また、仮置場につきましては、坂下地区の除染モデル事業で設置いたしました高太石山国有林163林班内の仮置き場の周辺へ設置する予定で計画を進めているところであります。なお、設置期間は、本年度から3年間とし、その後は中間貯蔵施設等への搬入を開始する考えでいるところであります。

次に、国の実証実験は、除染から作物栽培、住民生活など総合的な計画を求めるべきでないかについてのご質問でございますが、現在、国では、環境省を中心に山木屋地区の本格除染を進めているところでありますが、これまでに実施しております除染としまして、昨年、環境省で実施しました坂下地区の除染モデル事業、そして、現在、農林水産省で実施している細田・日向地区の農地の除染実証実験事業が

ございます。町としましては、国に対して、作物の栽培を実証事業として取り組んでほしいと要望してきたところであり、今回、農地の実証実験事業として、細田・日向地区のそれぞれ30アールの農地に水稻を栽培し、放射能物質であるセシウムの水稲への移行等を試験栽培することとなったところであります。また、秋には畑での秋冬野菜の栽培についての実証実験の実施について、要望をしております。このような今後の住民帰還へ向けての営農再開を含め、生活再建へつなげるためのトータルプランの作成について、更なる要望をしてまいりたいと考えております。

次に、(3) 避難区域の見直しと町の対応はについてのご質問でございますが、昨年12月に、国は、警戒区域及び避難指示区域の見直しの基本的考え方をまとめ、それによりますと、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実な区域を「避難指示解除準備区域」、年間積算線量が20ミリシーベルト以上で住民の被ばく線量を低減する観点から、引き続き避難を継続させる区域を「居住制限区域」、今後、5年間を経過しても、なお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らない区域で、現時点で50ミリシーベルトを越える区域を「帰還困難区域」の3区域に見直しを行う考えを提案しているところでありまして、山木屋地区につきましては、「避難指示解除準備区域」と「居住制限区域」の2つの区域に見直しとなることが想定されます。昨年4月22日に、国より計画的避難区域に指定され、山木屋地区住民の健康への不安等があることを考え、町としましても避難する必要があると判断し、地区住民の皆さんからのご理解を得たうえで、避難をしていただいたところであります。今回、国では避難区域の見直しを実施することとしておりますが、町としましては、避難するときに地区住民の皆さんと一緒に避難したことを考えますと、区域見直しに当たりまして、山木屋地区住民が統一した行動が取れるような対応がなされることが必要であると考え、それらを国へ要望してまいりたいと考えております。

次に、(4) 避難住民の損害賠償は、町が対応すべきでないかについてのご質問でございますが、損害賠償の責任は、当然、原因者である東京電力が補償すべきであり、現在まで、機会を捉えて、東京電力へ強く要請しております。東京電力においては、損害賠償等の相談窓口を川俣町鶴沢地区に相談コーナーを設置し、被災者への利便を確保しております。町としましても、これまでも被災者支援として随時相談を承っており、今後も親身になって町民からの相談を受けるなど、積極的に対応してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、(5) 原子力損害賠償紛争審査会に自治体の声を反映させるべきではないかについてのご質問でございますが、平成24年1月27日に第21回原子力損害賠償紛争審査会の市町村長ヒアリングが開催され、町としまして、放射線量の安全基準の目安、財物の補償賠償の明確化など、様々な課題についての意見要望を強く述べてきたところであります。今後も機会あるごとに、被災地としての状況を踏まえた賠償制度の充実について、意見を申し入れてまいりたいと考えているところであります。

次に、(6) 被災 13 市町村の自治体が連携して、東京電力や国の機関、復興庁、環境省、経産省などと交渉すべきでないかについてのご質問でございますが、被災 13 市町村で構成されている福島県原発事故被災市町村長連絡協議会では、これまでも各種課題について要望、要請活動を行っております。今後も各市町村の状況はそれぞれ異なる部分もありますが、共通した課題については連携を密にし、一致団結することにより、東京電力、国に対して、より強い要望、要請活動となりますので、今後とも被災 13 市町村間の連携を強化してまいりたいと考えております。

次に、第 2 点目、収束していない原発に対しての緊急対策はの(1) 災害対策の具体的計画、ヨウ素剤の配布、飲用の仕方、避難先の場所などはできているのかについてのご質問でございますが、災害対策の具体的計画につきましては、現在、進められております国及び県の防災計画の見直しを踏まえ、今後、町の地域防災計画の見直しを行うこととしております。なお、安定ヨウ素剤につきましては、服用することにより、放射性ヨウ素の甲状腺への集積を防ぐことができ、甲状腺への放射線被ばくを低減する効果があることから、平成 23 年 3 月 20 日に、福島県から支給され、保健センター内で保管しております。保管している数量は、服用対象者の約 2 回分に相当する数量となっております。町民への配布と服用の時期につきましては、福島県からの指示があったときとされており、甲状腺等価線量が 50 ミリシーベルを超えるときに配布して、100 ミリシーベルトを超えるときに服用することになっております。服用対象者は、乳幼児から 40 歳未満の方とされており、40 歳以上では、放射線被ばくにより誘発される甲状腺がんのリスクがないため、服用する必要がないとのことであります。服用する量としては、新生児は 1 錠の 3 分の 1、生後 1 か月以上 3 歳未満は 1 錠の 3 分の 2、3 歳以上 13 歳未満は 1 錠、13 歳以上 40 歳未満は 2 錠で、服用は原則として 1 回でありまして、効果は 24 時間程度なので、服用とともに避難することとなります。

次に、(2)、被災 13 市町村の自治体が連携して、情報伝達、情報開示など、国や県の機関と協議し、早急に計画し、公表すべきではないかについてのご質問でございますが、福島第一原子力発電所事故については、議員ご指摘のとおり、いまだに収束には至っていない状況であると考えております。このことについては、東京電力に対し強く訴え、被災地域の現状を十分認識することが必要であると考えておりますので、被災 13 市町村と連携し、情報伝達、情報公開についても、これまで以上に東京電力、国等へ要請を強化してまいりますので、ご理解を賜うようお願いを申し上げます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6 番（菅野清一君） 若干答弁あったわけですけど、具体的な点について再質問したいと思います。大きな 2 番からいきたいというふうに思います。

まず、ヨウ素剤の話ですけど、町長は国の原子力事故調査委員にも選ばれているわけですから、当然、原発の状況は一定の知識があると私は思うのでお尋ねしておきますけど、今現在、4 号機は 1,535 本、1 本あそこは P Q の B 型ですから、

81本で1体と数える連絡入っています。長さ4メートル50、ペレットの数が350個、そのうち204本が全く使用していない。全く使用していないものは、臨界にはなりません。ところが1,331本については、一度炉芯から引き揚げたやつと使用済みが入っています。これは空中に出す、水がなければ必ず再臨界が起きます。あれが再臨界が起きれば、今、第一原発にはメルトダウンして無くなったものを除けば、1万2,000本の燃料集合体があります。特に4号機の後ろにある共用プールには、6,370本の燃料棒が入っております。セシウム137で換算すれば、広島型原爆の約5,000発分が、今、第一原発の敷地内に存在しております。いまだに1号機の下から4,000ミリシーベルトを超す放射能が随時出ております。月580万ベクレルの放射性物質を出し続けています。これは間違いのない事実であります。今、4号機のプールが、重さ約1,670トンとされています。今、32本の突っ張り棒で止まっていますが、これ恐らくコンクリートで流し込んで止めてはありますが、あの状況を見れば、一定の震度が来れば崩壊することは、容易に想像できるわけでありまして。とするならば、不測の事態に対応した避難計画も当然、作っておくべきであります。昨年の3月以降、議会に出してきた避難計画というのか、災害防止計画の中では、北海道と、避難先。その後は会津方面、会津方面でも山形方面なのか、新潟方面なのか、栃木方面なのか、全くこれ違うんですけど、どこに逃げようとする計画があるのか。というのは、せっかく災害防止計画あってもですね、去年の3月11日は、全く生かされていなかったわけですよ。例えばですよ3月11日の震災以降ですよ、既に原発はもう10分後には、地震によってあちこち水漏れが起きています。津波は何の関係もないということは、もう明らかであります。これは明らかに地震による問題が生じて、メルトダウンに至ったということは、もう各地区の報告書から出ております。しいていうならば、原子炉建て屋のシャッターが壊れて、地下2階にあるバッテリーモーターがいかれて、イソコンの停止が8分で止まったと。その後、冷やすことができなく、そのままメルトダウンに至ったということは、もういろんな報告書で明るみになっております。そういう中で、いわゆる12日の午前11時1分、そして、14日の午後3時36分に3号機の爆発、そして、15日の午前6時の2号機、午前6時8分の4号機という中で、次々と浜通りの避難者が来て対応しておりました。ところが、避難地区は、あの緊急車両がどんどん通る中、何が起きているのか分からない。情報も出ない。その中で1週間も放置された。しかも、128億円もかけて造ったスピーディのデータは、国の圧力によってだと思いますが、県は82件のうち64通を消してしまった。1回公表されたのは、3月23日であります。何の情報も無いまま、災害対策基本法第8条を無視しながら、町は放置したんであります、結果として。ようやく3月18日に町長が来て、今までの経過を説明し、消防団が動くという結果になったわけです。したがって、実際、そういうことが起きたら、全く機能しないというのが、県の行政も同じであります。今になってあのスピーディの話があの状況で、オフサイトセンターも使えなかった。つまり全くペーパーワークが実

施できなかったという教訓があるわけです。そういう意味で、町のきちんとした今言ったヨウ素剤の服用にしても、これ具体的に各民生委員の方、行政区長さんとか、一般住民の方は、みんな知っていなければならないわけです。知っていると思いますか。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

配布等に伴う民生委員の方々が知っているかということのご質問でございますが、知ってないでございます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 大変分かりやすい答弁でありますけれど、要するにこれはヨウ素剤に限らないんですよね。緊急避難対策について何の形式だけの防火訓練とか何度かやっていますけど、具体的にになると何もできないんです。だから、これは明日までに出せとは言いませんから、とりあえず緊急避難対策としての具体的な計画について、できるだけ早めに議会に提出してください。そうじゃないと、これ対応できませんよ、現実には。もし、なんかあった場合。町長もこの前3月27日に1Fに、1Fに行ったら分かるでしょう、あの状況で。たった1本の送電線の鉄塔が倒れて全部止まったんですよ。いわゆる1号機の後ろにある夜ノ森27号線というジゼンドウですね、あの電信柱が倒れて電気が止まって、この事故に至ったわけです。だから、結局のところは、市町村にしてはせいぜいまあ飯舘村は、ペットボトルで水を配ったり、二本松市ではおにぎりやパンをビニールに入れて、一人暮らしに配ったりとかいろいろありましたけど、我が町はよその町村には手厚くやりましたけど、我が地区には全く手厚い対応ができなかったというのが教訓として残ったわけです。過去は過去でしょうがない。これ今すぐやるべきだと思うので、今の4号機の状況だと、いつどうなるか本当に分かりません。2号機はご存じのとおり、今、国が一番最初に言ったのが44万テラベクレル、次、77万テラベクレル、そして最近90万テラベクレル、実際放出した量ですよ。その大半は2号機なんですよ。分かります。2号機は、横に穴が開いただけなんです。あそこは横に7か所穴開けたために、そこから全部出てしまったんですよ。だから出たんですよ。そういうことも含めて、きちんとした例えば小爆発とか、いろいろあるんですよ、段階的には。そういう場合は、どういう対応をしなければならないのかということをやっぱりきちんと作っておくべきだと思うんですよ、現実には。まして今、川俣町が全町で避難しているわけではないので、ここで落ち着いて仕事をできるわけですから、よその町村のように会津とか埼玉県の方に行っているわけではないですから、その辺はやっぱりきちんとやっておかないと、いざとなったときは何もできない。ただ単にゼネコンの言うとおりの除染の説明会だけをやっているような町になってしまいます。だから、金儲け集団のことはともかく置いておいて、我が住民をどうやって守るかということをも、最初に力点を置かなければならないと私は思いますよ。そういう意味では、長々とこんな分厚いものを作る必要はないですから。4

ページでも5ページでも良いから、具体的に何をどうするかということをやっぱり作っておくべきだと私は思います。現実に関、5号機、6号機だつて分らないんですよ。6号機は110万キロワットですから。あれは改良型マーク2という型で、圧力壁の形が全く違うんですよ。2Fだつて同じですよ全部110万キロワットですよ。あそこの燃料棒はキュウキュウタイプ使っているんですよ。しかも780本入るんですから、炉芯の中には。それだつて何の報告も聞いていないわけですよ。だから、少なくとも町長、あなたは国の事故調査検証委員にまでなっているわけですから、言う機会はいくらでもありますから、そういう意味では外に向かつてもそうですが、町民の生命と財産を守るといふのは、これは当然、地方自治法第1条、地方自治法の本旨を言うまでもなく、やるべき仕事と私は思います。その点について、いつ頃出せますか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6番 菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

まず、その避難の緊急時の対策の計画でございますけれども、ご指摘のとおり、国も県もなかなかできなかったのが、今回の現状だという検証が出ています。その中で国も県の方も、この計画の見直しを踏まえて進めておりますので、それと併せながら川俣町としても、早急にその計画について見直しを行うというような考えでありますので、少し時間をいただければと思っております。

また、先ほどお話しされましたヨウ素剤でありますけれども、こちらにおいても配布する計画は立てたんでありますが、既に17日、18日になっておりまして、県のほうでは期間が過ぎているから配ってもだめだというようなことで、配らなかった経緯があることもご理解いただきたいと思います。

また、山木屋地区の皆さんでありますけれども、本当にひっ迫する状況の中で、皆さんが不安を持って自主避難をしたり、というような方がおりました。そんな中で、町といたしましては、地区の民生委員さん方の協力をいただきまして、飲料水の配布、あるいは簡易な食料の配布など、高齢者、一人暮らしのところに実施してきたこともございましたので、ご理解を賜りたいと思っております。

また、今、4号機のことでございますけれども、議員お質しのような現状だと思っております。しかし、そのことについては、私どもも議員の皆様と一緒に現地のほうを発電所見てきました。あの状況については、大変な状況を再確認してきたところでございますけれども、そのことについても国のほう、保安院、東電のほうからその後の対応、対策についての報告をいただく中では、4号機も震度6強の地震が来ても潰れないというような報告もいただいておりますが、今、お質しのようなことも踏まえながら、これからもその安全性については休むことなく求めていくというようなことについての姿勢をとり続けていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 一日も早く急いだほうは、私は良いと思いますよ。そうでない

と、これは大変なことになる可能性が非常に高いということです。今の状況で冷温停止状態と言うんですね。つまり計算上でしか温度は確認できないんですよ、今、現実には。そういう意味では、この原発事故で保安院を抱える経産省もあれですけど、文部科学省が今、最大のガンになっているわけですね、今、補償賠償も含めて。この文部科学省は世界に誇るスピーディ、1機128億円投資したそうですが、このデータを県の職員が消してしまったと。一方では、国の圧力で消したのではないかと言えば非常に納得できる話なんです。というのは、一番最初にスピーディのデータが出た時点で、525万人の避難が出たそうです。それで慌てて20ミリシーベルトに上げたわけですね、経過を聞けば。この浪江町は、今、殺人未遂罪で告発すると言っています。川俣町はそこまでやらないと言っていますが、せめて山木屋地区のみならず、川俣町3分の1はあの網でかかっているわけですからスピーディ。この住民説明会はやるべきだと思いますが、やりますか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

スピーディの説明会でございますが、町としまして今、県のほうに申し入れをさせていただいて、説明会をやっていただくよう今、申し入れをしているところであります。以上で答弁とします。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） これはやらないと町の責任は果たせないことになりますよ。住民の福祉の増進を図ることを主たる目的とする地方公共団体の責務としては、当然、県に求めるのが法律の制度上、何ら問題のないことなので、消した者が悪いことには決まっているわけであります。

で、1番に戻りますけど、いわゆる除染計画についてであります。これは具体的にぐたぐた言っても仕方がないので、まず、国の除染実施の考え方というのがあります。この6番に、被ばく線量が年間1ミリシーベルトになることを目指すというふうに書いています。この1ミリシーベルトの根拠というのは何ですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

1ミリシーベルトにつきましては、法律に定められた線量の値ということで理解をしております。以上で答弁とします。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） その認識であれば、話はしやすいです。いわゆる放射性同意見書にかかる法律の第19条で、文部科学大臣が定める被ばく線量は、1ミリシーベルトと記されています。加えて電力放射線規則では4条、5条、6条では、年間5.2を超えたら放射線管理区域、当然立ち入り禁止であります。3か月間で1.3を超えたら、そこから物を持ちだしてはならないんです。山木屋地区一番高いところ、年間いくら、一番低いところは年間いくらですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

- 原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁申し上げます。

年間で最大高いところでは40ミリ、また、低いところでは5ミリ程度ということで認識をしております。以上で答弁とします。

- 議長（新関善三君） 菅野清一君。

- 6番（菅野清一君） 1月に新聞に発表になった数字と昨年の8月に文部科学省が出した放射線土壌線量マップの資料で言えば、最大値水境で44.4ミリシーベルト、戸草、長橋が9.8と、いずれも2倍から10倍近い数字であります。そして、昨年の8月23日に文部科学省が発表した土壌線量マップによると、平米換算で165万ベクレル、セシウム137、134合わせて、地下5センチで。キログラム換算で2万7,500、5,000ベクレル超えれば、作物耕作不能でありますから、基準の約6倍であります。一番低いと言われたところで44万4,000ベクレル、キログラム換算で7,200ベクレルです。いわゆるこれだけの数字を今、農水省とか環境省とか言っている者たちが、ゼネコンを携えて除染をしようとしています。できますか。

- 議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

- 原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

農水省の農地問題で今、実施をしているところでありますけれども、これは5センチの農地をはぎ取りまして、除染、低減をするということで進んでおります。また、全体の本格除染については、環境庁のほうがモニタリング調査を実施しまして、最初皆様にご説明を申し上げます基本的な考え方に基づいて今後、このような除染計画になるというようなことで示されて、それで、皆さんの同意をいただいて除染をするということでございますので、町としましては、その基本方針等にとった形での除染が進むものと認識をしております。

- 議長（新関善三君） 菅野清一君。

- 6番（菅野清一君） まあ除染作業は進みますね。あれだけの大型機械を、新型機械を導入して、坂下地区を見たら約4億円と試算が出ました。すると、10アール約460万円です。今、比較的整地された赤坂地区と細畑地区5町歩、2か所やっています。ほとんどのそのままの機械でできるような状況であります。そこに10アール240万円を今、投資する契約が西松建設と交わされました。今、水田の米の補償は10アール5万9,000円です。この点についておかしいと思いませんか。どのような認識ですか。

- 議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

- 原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

農地除染の単価ということで、10アール当たり240万円と、あと米の補償ということで5万9,000円というようなお話してはございますが、それについては農地除染の部分につきましては、実証的な部分も踏まえて行っている部分もあって、いろんな部分での費用がかかるというようなことで認識をしております。あと米補償の5万9,000円等については、今までの米生産の実績等に基づく補償

ということで理解をしてございます。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） だから、これだけアンバランスな状況ですね、だから、これ紛争審査会の問題になるんですが、農家への補償は5万9,000円ですよ。ゼネコンは240万円出しますよと言っていることを意味しているんですよ、これは。分かります、言っていること。要するに国は、あの能なし政府はですよ、簡単に私から言わせれば、これだけの災害を起こして何の責任も取っていないんですから、正に慇懃無礼の一言ですよ。その中でゼネコンには金は払うが、補償はしないというのが原則になっているんです、今、現実には。避難は金儲からないけど、除染は金儲かると。だから、早く対処したいというのが、国の本音でありますよね、現実には。だから、私はさっきから言ったとおり、実証実験と言うならば、実際やって証明するわけでしょう。そしたら、そこに物は作る、米は作るようになってますけど、そこに環境省や農水省の職員が避難区域に住んで、自分の体を張って10年、20年で住んで大丈夫だから皆さんどうぞというのが、当然、計画でしょうが。これちゃんと国に求めるのが首長の仕事でしょうが。いいですか、だから町長、これ町長にお答えいただきます。町は被害者ですか、加害者ですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6番 菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

いずれにしても実証試験をやり、そこに作物を作って、どのような除染の結果、放射線の物質が移行する率があるのかということをやすることは大事なことでありまして、これは営農再開につながる大事な要素だと思っておりますので、そういったことを要望を重ねて今回、やるようになったところでございます。そんなことも踏まえながら、この農地の除染についてもしっかりとやっていかないと、帰ると言っても、空間線量だけでは問題が残って戻れないわけですから、営農再開、また、生活再建ができるよう、そういったための除染をしっかりとやっていくことを国のほうに要望していることについてのご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 今の答弁聞くと、まだ、被害者に立ってないんですよ。加害者と被害者の間を行ったり来たりする感じに私は受けるんですよ。そのことから見て。これは当然なんですよ。言うべきことを言わないからですよ。

で、この避難解除の問題に移りますけど、いわゆる原発推進する側の立場の人間が、今、再編区域の見直しをやってます。50ミリ以上、20ミリから50ミリ、20ミリ以下は何と書いてあるかと言うと、早期帰還に向けた除染、土地基盤整備、復旧整備、雇用対策など早急に行い、生活環境が整えば順次解除、生活環境の整えるということは、どういうことですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

まあ生活環境が整うということは、今までどおりの3月11日以前まで戻るとい

うことで理解をしております。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） そのとおりですね。だから、今、浜通りの人たちが言っている話は、浜通り、中通り、元どおりという言葉があるそうなんです。ところが、現実にはそうではないんですよ。笑っている場合ではないですよ。だから、そういうことを考えれば、明らかに放射線同意見書にかかわらず、放射線防止に関する法律19条、それしかないんですよ。だから、それ以上のことは、放射線管理区域で制限しているわけです。原発を推進してきたんですよ、金のことしか考えていない経産省の言うこと聞いたってどうしようもないんです。だから、保安院アホなんて言われるわけですよ。そういう意味で、この20ミリシーベルトの基準とは、何だと思えますか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

20ミリシーベルトについては、国で今、定めておりまして、健康に被害が少ないというようなところの値が20ミリシーベルトということでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 確かに健康にないとは国も言っていませんから、でも、20ミリシーベルトの原則は、いいですか、低線量被ばくによる健康被害の研究や知見はたくさんあるのであり、ICRPも健康被害はないとは断言している。大事なことはICRP、いわゆる国際放射線防護委員会が核政策と原子力産業の推進団体であり、ICRP基準の土台では、核政策と原子力産業を守り、推進する立場がきちんをとらえられるということなんです。そこをきちんとやらないと、訳の分からない理屈の分からない政治家にありますよ。この前の保安院の説明もそうでしょう。電力放射線規則なんて関係ないみたいなことを言っていますよ。国家公務員だってコンプライアンスを守る原則はあるわけですからね。そういう意味で今、戻るとか戻らないとかは、その先の話ですよ。だから、元どおりにするのにはどうするかということをもまず考えるには、まず、失ったものに対しての賠償責任をきちんと取らせることです。ところが先ほど言ったとおり、今、事故検証委員会は3つほどありますけど、どれもこれも役に立っておりません。なぜなら東電には一切追求してないんですから。この前も知事を追求してみたり、総理を追求してみたり、辞めたやつを追求しているんですよ。今やっている野田を追求しているわけじゃないでしょうが。あんなでたらめで何ができますか。今、一番ガンになっているのは、例えば町長も何度か東京に行って要請活動しているから分かると思いますけど、議会としても20日行ってまいりました。毎日3組、4組の自治体が行っています。日常茶飯事です。はい、分かりました。はい、分かりました。何も分かっていません、あの連中の頭の中は。だから、一番の今、何が原因になっているかと言うと、東電の次期社長話したとき言ってましたけど、明らかに今、4、

200 円の交通事故の慰謝料は、国会賠償補償法でいくと1万1,500円から4万円になるんです、明らかに。それをなぜ無視できるのかということ、原子力賠償紛争審査会の答申が出ているからなんですよ。だから、東電の社長は、あくまでも私どもは原子力賠償紛争審査会の答申に基づいてやってますと言う。全部ここで止まるんですよ。したがって、ここに風穴を開けない限りは、何にも進みません。一方的に膨大な予算、いわゆる昨年の3次補正では3,700億円除染費用が付いていますね。今年は恐らく1兆円超えると言われています。大成、狭間、大林、歴々としたゼネコンが勢揃いしながら、地方に向かって金儲けに走ってくるというのが、これ実態なんですよ。できもしない除染に一生懸命業者が群がってくるのが、今、この姿なんです。ところが、被害町村民は仮設に置かれたまま、このような状況でいるということですから、これは町長ではできることなんですよ。なぜなら13市町村の首長会に当然入っていますから。これ議会でもやってますけど、とにかく国の連中は憲法93条を守らないんですよ、ね。

○ 議会事務局長（佐藤光正君） 残り5分です。

○ 6番（菅野清一君） だから、必ず議会しか決議機関ないんですから、課長だの町長で決めることができないんですから。だから、議会に來いと、これは官房長官に言っただけですけど、そういう意味では、これ町としても、とりあえず今、国は町へ町へとなびいてきていますから、早く解除してくれ、早く解除してくれ、お金がかからないようにしてくれと言うのが、国の本音ですから。そういう中で、この紛争審査会が、例えば帰還するとして、例えば10年後に帰還する。その間の補償賠償もきちんとしなければならぬでしょう、中間報告で。だけど、その方針は、すべて月10万円の慰謝料が計算の軸になっているんですよ。だから、浪江町も古い家は20%ですね。ところが浪江町議会では要望しているのは、新規承諾価格なんですよ。これをしない限り間違っても双葉4町に中間貯蔵施設なんてできません。自分たちも住むところがないのに、途中からダムの水補償して、次には今度月10万円の話をしているんですよ。片方には、ゼネコンには途方もない金をつぎ込むんですよ。このバランスを直さない限りはどうにもなりません。それには、まず、この紛争審査会なんですよ。ここにやっぱり双葉の町長ですか、代表は。これは今日はいいいにしても、明日からでもこの紛争審査会をきちんと町の声が出せるようにやってください。具体的にどう動きます。

○ 議長（新関善三君） 町長。

○ 町長（古川道郎君） 6番 菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

紛争審査会に対する被災13市町村の団結した取り組みについてであります。そういったことについては、今までも対応、対策取ってきているわけでありましてけれども、特にここに来てそれぞれ双葉8町、そしてまた我々のほうとのいろんな面での重点課題についての整理することが出てきております。そんな中で、今、一番なことは、共通課題としては、避難解除、あるいはまた見直し全市町村にわたっておりますから、そのことに伴う補償賠償であります。これについては、しっかり

と共同歩調でやっていくべきだというようなことの話も出されておりますので、先日の国の会議の際にも、除染の問題とこの補償賠償について共通課題として、国の方にお話しを申し上げてきた経緯がございます。一体的な補償、賠償についてのことを進めていかないと、それぞれ3つの区域に分かれるわけでありますから、それぞれが避難されている人たちは皆同じところから避難しておりますけれども、その中で差別のついた補償賠償はおかしいではないかと。ですから、そういうことのないようにやるべきだというようなことを申し上げ、今度国のほうでもいわゆる避難解除見直しに向けた補償賠償についての基本的なたたき台を作るということで作ってきておりますので、これから住民の皆さんにも示される時期が我々にも正式に示される時期が来るものと思っておりますが、今、議員お質しのことについては、これからも13市町村首長連携をとって、強く要望活動をしていく考えでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） まあ町も過去2回、9日の日にも国との話して、恐らくこの避難解除準備区域の話もたぶん出ていると思います。今、これ聞く必要はありません、私は。なぜなら、解除準備とかなんかよりも、まず、原子力賠償補償法も知らない自治体とそんなこと対応できるわけないですから、現実には。なぜ避難だったのか、たぶん町では分かっていないと思いますよ。ものすごい防除なんです。これ1ヶ月って書いてあるんですよ、計画的避難区域については。原子力賠償補償法の中でも。だから、そういう意味では、とにかくいち早くその組織を立ち上げて、川俣会場でやったらいかがじゃないですか。今、みんな浜通りには住んでないんですから、議会だって川俣会場でずうっと去年2か月間もかかって準備したんですから。非公式で良いですから、まず、そのことをいち早くやってくださいよ。これが解決しない限り、帰還見直しもへったくれもないです。これ全部賠償が基準になって全部除染なり、避難解除についての見直しも全部進む形になっているんですよ、現実には。だから、いくら平野君に言っても、細野君に言っても、話にならないんですよ。だから、基本的には、最大のガンである文部科学省が、一番悪いところですから、今、原発については。大丈夫だ、大丈夫だと、いまだに大丈夫だと言っているんですから。だから、そこは思いっきり反省させるように古川町長の声できちんと文部科学省を指導するくらいの立場で、この紛争審査会をきちんとやってください。ここが突破口ですから、ここで中身変わってくるんです。

○議会事務局長（佐藤光正君） 60分経過いたしました。

○6番（菅野清一君） 中身が変わってくるんです。以上です。

○議長（新関善三君） 時間ですので、これで質問の時間を打ち切ります。

○議長（新関善三君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時です。

（正 午）

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後 1 時 0 0 分）

○議長（新関善三君） 13 番議員 石河清君の登壇を求めます。石河清君。

○13 番（石河 清君） 13 番議員の石河でございます。私は、地域住民の皆様方や町民の方々から私ども日本共産党や党後援会のほうにお寄せいただきました諸要求や願いの中から、先に通告しておいたとおり、大きくは 1 点でございますけれども、細部 8 点ほどにわたりまして、町当局の今後の対策、対応、あるいは考え方について質してまいりたいと思う次第であります。具体的な質問に入りたいと思います。

除染の促進をについてであります。本町の放射性物質によります被害は、計画的避難区域山木屋地区以外にも大きく及んでおり、自主避難者をはじめ、汚染地域に居住しているすべての町民に精神的苦痛や健康への不安、生産活動などに大変な被害が発生しているわけであります。今後、町民の安全、安心な生活と、3・11 以前の川俣を取り戻すことが、復興への大前提であるというふうに考えるわけであります。除染の一層の促進は、喫緊の課題であります。

細部の質問 1 点目、現在、取り組まれている農地の除染、水田、畑などの除染については、現在、どのような取り組み状況になっているのかお伺いをしておきたいというふうに思う次第であります。

細部の 2 点目、各地区ごとの農地の除染について、各地区ごとの農家との契約戸数や面積は、どのぐらいになっているのか伺っておきたいと思います。

細部の 3 点目、今後の農作物の作付けに当たって、土壌の検査は重要なデータになるので、町内すべての補助、水田、あるいは畑について土壌検査を実施し、線量マップを作成すべきであるというふうに考えるわけであります。当局の今後の対応についてお伺いをしておきたいと思います。

細部の 4 点目、畑の除染については、野菜畑などについてはある程度取り組まれているわけでありますけれども、牧草地、桑畑、タラの木畑などについては、やはり実質これからという状況だというふうに思っております。早急に除染方法や作業工程なども示しながら、取り組む必要があるのではないかとというふうに考えるわけであります。町の今後のこれらの除染に対する対策、対応についてお伺いをしておきたいと思います。

細部の 5 点目、仮置き場の確保についてであります。除染を進めるうえで、最大の障害は、何と言っても仮置き場の確保できるかどうかにかかってくるというふうに考えるわけであります。町では仮置き場の面積は、1 か所 2 ヘクタール、あるいは 3 ヘクタールというふうに確保したいということを言っておりますけれども、これではなかなか周辺の住民から賛同は得られないのではないかなというふうに考えるわけであります。各地域や行政区で小規模仮置き場設置の方向で、各地域の住民組織に誠意をもってお願いをし、住民の皆さんからのご意見などもいただきながら、合意を進めるべきであるというふうに考えるわけであります。この辺についての今後の当局の対策、対応についてもお伺いをしておきたいというふうに思います。

細部の６点目、当面、町として仮置き場に伴う選定基準や設置方針、マニュアルというふうになるかと思えますけれども、これらを作成して、全町民に明らかにし、仮置き場確保に全力で取り組むべきであるというふうに考えるわけであります。今後の当局の対応についてお伺いをしておきたいと思えます。

細部の７点目、住家の除染に当たって、今までの放射線量の測定結果でも、既に当局でも明らかなように、山林については放射線量が大変高いということがはっきりしているわけであります。効果のある除染を考えた場合、特に農村部の方の住宅については、ほとんどの家が裏山を背負っているというのが実情ではないかなというふうに思っております。少なくとも民家から約少なくとも３０メートル、あるいは５０メートルの山林についても除染を実施しなければ、効果も上がらないと思うし、意味がないというふうに考えるわけでありますが、今後の当局の対策、対応について、この件についてもお伺いをしておきたいと思えます。

続いて、細部の８点目、食品検査器の設置については、本年３月の定例会でも取り上げてきたところでありますけれども、放射線から町民の命と健康を守るという立場から特に内部被ばくを避けるためにも、食品検査器の設置が重要というふうに考えるわけでありますが、町では早急に各地区の公民館などに検査器を設置すべきであるというふうに考えるわけでありますが、具体的にはいつ頃の設置というふうになるのか、具体的にお伺いしておきたいというふうに思う次第であります。

以上、細部８点ほどになりますけれども、質してまいりたいと思えます。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） １３番 石河清議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、除染の促進をの(1)、現在の農地、水田、畑の除染状況はについてのご質問でございますが、農地除染につきましてはご承知のとおり、町議会と農業委員会のご理解をいただきながら、水田につきましては、作付け前と収穫後の２回、畑地につきましては、３回の深耕等を繰り返し行う徹底した極め細やかな除染、いわゆる川俣方式により進めているところであります。これまで農家の皆様への説明会を開催し、各農家の皆様と委託契約を結び、それぞれの農家において、水田におきましては春の作付けと同時に、また、畑地につきましても、各農家の作業予定に合わせてゼオライト、カリの散布や１回目の深耕等の除染作業を進めているところであります。

次に、(2)、農地除染における各地区ごとの契約農家個数と面積はについてのご質問でございますが、６月８日現在において、除染事業へ取り組む農家の皆さんと川俣町との契約件数は、合計で１,３３７件であります。また、水田、畑地の契約面積は、合計で５４４ヘクタールであります。契約は農地所有者と行っており、その所有者の地区ごとの件数は、川俣地区９０件、東福沢地区８０件、西福沢地区９０件、鶴沢地区１４２件、小神地区７２件、羽田地区１５３件、秋山地区１４１件、小島地区１２８件、飯坂地区１５５件、小綱木地区１１７件、大綱木地区８４件、山木屋地区４件、町外者８１件でありました。また、各地区の契約した面積は、川

俣地区 18ヘクタール、東福沢地区 29ヘクタール、西福沢地区 37ヘクタール、鶴沢地区 52ヘクタール、小神地区 34ヘクタール、羽田地区 72ヘクタール、秋山地区 61ヘクタール、小島地区 60ヘクタール、飯坂地区 79ヘクタール、小網木地区 68ヘクタール、大網木地区 34ヘクタールでありました。

次に、(3)、町内すべての圃場、水田、畑について土壌検査を実施し、線量マップを作成すべきと考えるがどうかについてのご質問でございますが、環境省のガイドラインでは、農用地については、周辺住民の被ばく線量の低減に加え、放射性セシウムの吸収抑制の観点から、土壌中の放射性セシウムの濃度についても、確認する必要があるとなっております。当町でも土壌検査を予定しているところであります。現在、除染を実施している水田で 3,400 地点、畑地で 2,900 地点の土壌について、検査予定であります。結果については、地図システムにより、汚染状況について分かりやすく表土できるよう、作成する予定であります。

次に、(4)、牧草地、桑畑、タラの木畑などの除染にも早急に取り組むべきではないかについてのご質問でございますが、牧草地、桑畑、タラの木畑におきましても、畑地と同様の除染作業を実施できるところにつきましても、現在、ゼオライト等の吸着資材を施用しての深耕等の除染を実施しているところでございます。しかしながら、桑畑の中には一部耕作地を除き、その多くが耕作放棄地となっており、森林、原野化しているところが多く存在いたします。現在、森林の除染については、具体のガイドラインが示されていない状況にありますし、原野化しているところの除染方法についても土壌の剥ぎ取り等、現在、畑地で実施している方法と異なる対応をする必要があると考えております。また、タラの木畑などの樹園地における表土除染につきましても、国のガイドラインに示されておられません。以上のことから、生活環境の空間線量を低減するためにも、桑畑等の除染に取り組む必要があると考えますが、除染の方法等について検討し、国、県と協議をしながら、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(5)、仮置場については必要面積が大きいこともネックになっていると思うので、小規模仮置場の設置について検討してはどうかについてのご質問でございますが、町では、平成 24 年度、25 年度で除染を行う場合の仮置場の必要面積を 23.7ヘクタールと見込んでおります。仮置場を確保するためには様々な調整を要することから、議員お質しの小規模仮置場につきましても、各地域の実情等を勘案しますと必要になるものと考えております。このようなことから仮置場の設置にあたりましても、各地域における土地利用状況等を踏まえ、また、地域の方々とよく相談をしながら、仮置場の大きさを含めて調整してまいりたいと存じます。

次に、(6)、仮置場設置に伴う選定基準や設置方針を町民に示したうえで、仮置場の確保に全力で取り組むべきでないかについてのご質問でございますが、町では、今般、仮置場にかかる選定基準、仮置場予定地の進め方、仮置場の構造及び管理及び住民による監視の 4 項目からなる仮置場設置に伴う仮置場の設置基本方針を策定したところでございます。今後、仮置場の確保に向けて説明会等を開催する際に、

この仮置場の設置基本方針をもって、地域住民の方々に説明し、仮置場の安全性等についてご理解をいただき、町内の除染を進めるために必要となる面積に応じた仮置場の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、(7)、農村部の住宅に対する除染対策はについてのご質問でございますが、農村部の裏山を抱えている住宅の除染でございますが、まず、除染前の放射線の線量調査を行い、森林の端から20メートル程度の範囲で落葉、枝葉等の除去等の除染を実施することになります。この範囲での除染実施後、再度線量調査を行い、線量率が下がらない場合には、立木の伐採、間伐を行うこととしております。議員お質しの20メートル以上の除染につきましては、除染を実施し、その放射線の線量率について、確認したうえで実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、(8)、各地区公民館への食品検査器の設置はいつ頃になるのかについてのご質問でございますが、各地区公民館への配置につきましては、各公民館施設内への機器の設置場所、設置場所の室内環境、人的配置等を含め勘案しながら、早急なる配置に向け進めているところでございます。しかし、今年4月から食品中の放射性物質の新たな基準値が設定され、3月までの野菜類、穀類、肉、卵、魚等の放射性セシウムの暫定基準値である500ベクレル/キログラムから、一般食品中の新しい基準値が100ベクレル/キログラム、乳幼児用食品の場合には50ベクレル/キログラムとなったところであり、更に、食品中の放射能セシウムを測定するスクリーニング法も見直しがなされ、測定下限値が基準値の4分の1以下になってしまったことから、今まで10分程度の測定時間であったところが、30分から40分へと大幅に時間を要すことになってしまったところであります。そのため、1台の機器で測定する件数が、1日当たり約30件から約10件程度となってしまう、各地区に分散して設置した場合、1日で検査できる件数も約10件ばかりとなり、非効率な検査となってしまうことから、当初、考えていたような検査体制等が実現できるか、併せて検討しているところでございます。加えて他の自治体でも課題となっていますが、検査機器を設置する場所の室温が管理されていない場合には、正確な測定データが検出できない場合があるなど、設置可能となる場所が限定されてしまう状況にあります。以上のことから現在、検査を実施している検査センターとの連携を図りながら、町民の皆様の安心、安全なる食物検査が期待に応えられるよう、新たな体制づくりが必要であると考えており、6月中に新たな体制づくりを検討し、立ち上げてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 何点かについて再質したいというふうに思います。

まず、最初に、今、農地除染の答弁ですと、1,337件ほど契約がされたというふうに報告を聞いたわけなんですけれども、それで大変作業も終わって、今、農家の方からの要望と言いますか、作業も終わっているの、その作業に対する大体

地域の大規模農家の人をお願いしてやってもらっているんですけども、金額も大きくなるので、請求金額が大きくなるので、なかなか支払いに困っておるわけですね。それで、これ早急に前払金も当然、出ると思うので、その辺の前払金の早くとにかく支払っていただきたいんですけども、いつ頃になるのか、その辺の見通しについて、まず、最初に伺っておきたいと思います。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

前払金の支払い日にちということでございますが、今現在、6月18日に予定をしているところでございます。今、整理をしているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 今、6月18日ということで、これは確実な日にちかなと思うので、とにかく確実にたぶん40%というふうにお聞きしていたので、この40%をいただければ、支払いも当面はなんとかなるのかなというふうと思うので、確実にとにかくお支払いできるように対処方お願いしたいというふうと思う次第であります。

それと今回、私も農地の特に除染について、まず、土壌がどうなっているかということで、結局去年は取り組めなかったので、できれば今年も先ほどちょっと数字も3,400地点ほどとなったんですが、とにかく全筆は私は無理だと思うんですよね。それで今回、農家で取ってあるんですけども、やはり今年作付けしたところを中心に、それも全筆は取ってありませんよ。ですので、これから農家の皆さんをお願いをして、これから作付けしていないところは水田も取れるので、あとは畑についても作付けしていないところについても、なるべく農家をお願いをして、これから農家の皆さんにこの土壌検査をしていただくというような取り組みを、これは文書かなんか徹底して、やはり取り組んでいってほしいというふう思うんですけども、その辺の対応方について、まず、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

ただいま福島県との協議の中で、除染対象の土壌の検査につきましては、除染対象農地の表面の汚染密度の測定ということで協議をしております。それで、議員お質しのこれから農家の方ということでありますが、県との協議の中で、それが可能かどうかということも併せて協議しながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 私が心配しているのは、実際、農家で取ってあるのは、だから作付けした田んぼとかたぶん取ってあるでしょうけども、それもあれだよ、全筆は取っていないと思うよ。ただ、作付けしないところ、あと畑についても、野菜とかなんか作ってあるところは一定程度取ってあるけれども、実際に取ってないと思

うんです。私は現場のところにいますので分かりますが。ですので、県の協議とかは、それは特に私は問題はないと思うので、まず、農家の人をしっかり自分のところの田畑について検査をしてもらおうと。これ一番基礎データですので、今回、取っておかないと、これ後ではね、作付け終わった段階で、秋の段階でもう1回測るわけだから、まず、最初のこのデータを土壤調査きっちりやっておかないと、これはだめでしょう。それで私は、ちょっと農家の皆さんがね、例えばの話ですよ、私も田んぼ3か所くらいにあるんですけども、だから1筆ごとにと取ってないんです。3つの袋は取ってあるけれども、だからみんなそういう取り方をしているので、だから作付けをしていないところ、あとは畑についてやなんかは、みんなまだ取っていないので、これはこれからお願いしたって取れるわけだから、だからそれをきっちりやって、とにかく全筆とはいかないけれども、やっぱり農家の方が、私のこのところの土地は何ベクレルになるんだなとまあ分かるように、とにかくその辺をちょっと町のほうから働きかけをしてもらって進めてもらいたいなというふうに思っているんです。その辺の取り組みを伺います。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

除染をするところでまだ土壤を取っていないというような方もいらっしゃるかと思います。議員ご指摘のとおり。その辺を通知をしながら、喚起してまいりたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） あのですね、やはり今回の土壤調査は一番本当に基礎になるデータなんだよね。なので、やっぱりきっちりやっぱり文書で農家の皆さんに、そして、農家の皆さんにお願いすればやってくれると思うので、大体袋も筆数ごとにいっているんで、10袋ぐらいは送られて来ているんだよね。だから、あとなければ町であるでしょう、それ対応できると思うので、農家の皆さんにお願いをして、とにかく作付けしないところの水田、畑、そういうところの土壤をしっかりととにかく検査をしてもらいたいというお願いをして、その対応をお願いしたいんだよね。そして、これ検査もこれからの段取りになるんだけど、これいつ頃まで農家で保管しておくんだべないなどというも聞かれるんですよ。その辺の今後の検査の時期と言いますか、これ見通しはいつ頃になるんですか、併せて。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

まず、土壤の採取でございますが、確かに除染をして取っていないというようなところもあるかと思いますので、文書で通知しまして喚起したいと思います。

それから、土壤の検査の時期でございますが、今現在、その準備をしているところでございますので、早急に準備をして土壤検査の態勢を整えたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○ 13 番（石河 清君） 課長、あれなんだ。除染するのではなくて、あれだよ。私は土壌検査やるというのは、ゼオライトふらないところも含めて取ってもらいたいと言うことだからね。だから、今回はみんな除染しているということで、一部の人なんだからね。除染やらない人もあるんだから。ところが、そういうところの土壌検査を最初に取りっておかないと、大事なデータなんです、最初のデータなわけだから。だから、除染は別にして、とにかく土壌検査を農家の人をお願いして、作付けしていないところも、除染していないところについても出してもらおうと。そして、これ何月ごろとかとはあっぺしたね、検査の時期とかさ。農家の人も、なんだい、いつまで預かっておけばいいんだいと言われるんですよ。ですので、その辺の目安についても伺いたいと思います。

○ 議長（新関善三君） 産業課長。

○ 産業課長（佐藤賢助君） まず、今現在、農地除染につきましては、除染対策交付金の対象としてやっているところでございます。今年度、県のほうと、国のほうとその費用について協議しているところでございます。土壌の検査につきましても、この協議の中に入っております。その中では、除染をするところというようなことでございまして、その中での協議ということでご理解をいただきたいと思います。確かに土壌の検査、作付けする場合、大切なことであるかと思えます。今回の事業の中で、対策交付金の中でやっていくという形とすれば、県との協議が必要だということでご理解をいただきたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○ 議長（新関善三君） 石河清君。

○ 13 番（石河 清君） とにかく今回は本当に大事な基礎データになるので、作付けしないところの土壌、これはお願いすれば農家で取ってくれるから、田畑についてみんな取ってもらってね、あと役場に持ってくるようになるのか、農協に持って行くようになるのか、それは分かりませんけれども、あといつ頃になるのか、その辺文書で作ってきっちりそういう段取りをしてもらいたいんですよね。その辺、あと産業委員会のほうと相談しながら進めたほうが良いのではないかなと思うので、その件は、そういうことで対応していただきたいというふうに思います。

あとですね、私もちょっと具体的な数字はつかんでいなかったんですが、牧草畑とかタラの木畑、桑畑、一部の人の私もちょっと取り組んでいるのを聞いているんですが、これからだというふうに思うんですが、どういう取り組みになっているの。町では、面積とかもつかんでいるんですか、これ、その辺。

○ 議長（新関善三君） 産業課長。

○ 産業課長（佐藤賢助君） お答えいたします。

まず、牧草地でございますが、牧草地につきましては、今回の畑の除染の中で実施していただいております。牧草地、1年生ということで難しいところがあるかと思いますが、その中で3回耕起していくということで、播種をする場合は3回目の耕起の後に播種するというような形で実施していただいております。それから、桑畑、桑園、それからタラの芽畑でございますが、果樹ですと樹皮洗浄ということで

高圧洗浄ということで実施してまいったところでございますが、桑やタラの芽につきましては、果樹につきましては、福島県の実証試験等やっております効果があるということは分かっておりますが、桑畑、タラの芽につきましては、その実証がございません。その中で今現在、実施している方法の中で、できる場合は取り組んでいただいているということが現状でございます。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 少なくとも農地除染については、いわゆる追加除染というのかな、その辺もやはり認めてですね、やる気のある人には、これからでも十分私は対応できると思うので、追加除染について、これ大丈夫ですかね。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

畑の場合ですと3回の耕起ということで、なかなか厳しいものがあるかと思えます。なるべく深く、そして、なるべく丁寧に耕起をしていただいて除染対策をしていただくということで、これからですと期間的にも難しいものがあるかと思えますが、その中でやっていただける方、追加でやりたいというような場合ですと、受け付けるということにしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 是非やる気のある農家の皆さんには、追加除染も認めてですね対応していただきたいと、そのように思います。

あとですね、私も大変心配しているのは、最終的に結局作業日報用紙、これ12月の半ば頃になるのかな、結局ずうっと春から取り組んできた作業の日報用紙提出になりますよね、写真も含めてね。その辺もですねやはり町のほうで、できれば統一的なマニュアルを作ってですね、1枚の用紙に、左側のほうにはずうっとね何月何日にゼオライト降ったとか、作業、あと右側に写真でも貼るような格好で、1枚の用紙で見れば、一目瞭然に分かるようなですよ、農家の人がやはりそのような統一的なマニュアルみたいなものを作らないと、ばらばらになってしまうのではないかなと思うんですよね。大変農家の皆さんもこれ苦慮していると思います。その辺どうでしょうかね。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

見本を作ってですね、こういうものです。こういうふうな形でやってくださいと。実績報告書が一番前で、その次に日報があって、その後ろに写真があるというようなひな形を作りまして、農家の皆様にお示ししたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 今、そのようなマニュアルを作るということなので、そういうものを農家の皆さんに示すだけではだめなので、きっちりちゃんと用紙も確保して作って、それに書き込んでもらって報告書を出してもらおうというふうにするので

しょう。それが心配なんだ。そのようにしてもらわないと、ばらばらになってしまうと私は思いますよ。その辺は確認を。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） お答えします。

用紙につきましては、各農家の方々に用紙の洋式を示しております。何筆もあるかと思うんですが、それは農家の方がコピーを撮って使ってくださいというようなことで、ご説明をいたしておりました。ですから、こちらからこの方は50筆だから50枚というような、そういう形ではなくて、その農家の方々が、それぞれに筆数を用意して提出するという形でご説明を申し上げておりました。そういう形をお願いしたいと思います。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） その辺が確かに最初に配った資料の中には、ただこれね写真も付けなければならないわけだから、やっぱりもっと統一的なものを作って、この用紙に出してくださいみたいにならないと、なかなか農家ではばらばらになってしまうのではないかなと、そういう心配しているな。だって写真だのあと何枚も何十枚も大きい面積の人なんかこれ持ってこられたって、役場でも確認しようも何もないんじゃないでしょうかね。1枚の用紙を見れば、あっ、どここの田んぼに着いては、写真まで右側の方にここに写真を貼ってくださいみたいな用紙も準備して、やはりこういうもので報告してくださいというふうに私はすべきだと思うんですよね。その辺の取り組み。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） 質問に答弁いたします。

確かに見本ですね、しっかりしたこういうふうにするんだというものは作ります。作りまして、その台紙等につきましては、各農家の方に準備していただくと、そういうことでご説明をしております、そういうところの費用も入っているというふうにご理解をいただいてやっていただきたいと思います。よろしくどうぞお願いをいたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） とにかく農家の人がかかるようなひな形を示して進めていただきたいというふうに思う次第であります。

あとはちょっと仮置き場のほうに移りたいというふうに思いますが、この前の議会でも、私、町長にもね、とにかく町長が先頭に立ってですよ、地域に出向いて説明会なり何なり、そういうとにかくまず行動しなければだめだと言ったんですが、これまで日にちもあつたんですけれども、何か所くらいに町長は出向いて、今、どのぐらいの箇所数確保できているんですか、仮置き場について。まず、最初にその辺。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員の質問に答弁をいたします。

仮置き場については、それぞれ地区ごとのほうにお伺いをしながら、また、現場も確認しているところでございますけれども、約10か所ほど現地などを確認をしてきているところでございます。その中で具体的にお話し合いの場になっているのが、2か所でございます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） とにかくあれですよ、仮置き場がやはり見つからなければ、これ除染進めようがないと私思うんですよ。ですので、これ積極的にあれですよ、私の質問に言っていたけれども、だから、やはりこれ大規模となるとなかなか大変になっちゃうんですよ。ですので、やはり3反歩でも5反歩でも協力するということがあれば、やはりそういうところを見つけていかないと、仮置き場もなかなかね、先ほど言いましたように、全部で23ヘクタール必要なわけですから、これはとても大きな、大規模なところばかり探そうと思っても私は無理ではないかなといふうに思うんですよ。例えば二本松の場合、ちょっと聞いてみたら、あそこは行政区の約3分の1のところで、188か所で仮置き場決まったと言っているんですよ。ですから、これ小規模なやつで、そういう進め方から確保できていると思うよ。だから、うちのほうの町もやはり小規模の仮置き場について、やはり行政区に1か所くらいではちょっとあれですけども、2つか3つの行政区の中に1か所ぐいらのようなね、やはりそのような仮置き場だったら、町民の住民の協力も得られるのではないかなと。積極的に町の方でも出かけて行って、とにかく説明会もしっかりとやって、早くですねこれ2か所ぐらいでしょ目途が立っているのは。これでは到底間に合わないんじゃないかなと私は心配するんですよ。その辺の今後の対応について伺っておきたいです。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

仮置き場については、今も心配、また、煩わせながらお話し合いを進めさせていただいているところでございますけれども、それぞれ議会関係の皆さん方には本当にお骨折りいただいております。議員お質しの小さいところ、大きいところという質問でございますが、大きかろうが小さかろうが、とにかく仮置き場を仮の場所を選定することについて、今、大変皆さんに不安を心配をおかけしながらの対応をやっているところなんです。ですから、決して大きなところだけを造るというような考えではないこともご理解いただきたいと思います。それぞれの地域の合った仮置き場を見つけてですね、そして、理解をいただいて、それを進めていくと。先ほど答弁申し上げましたが、その基準なども作らせていただきまして、それに基づいて仮置き場を選定しながら住民の理解をいただいて、確定していくというようなことを今、取り組んでおります。議員もいろんなところでお話しを聞いたりされている点もたくさんあるのではないかと思いますので、どうぞそういったことについてもお話しを寄せていただいて、とにかく地域の皆さん方の理解をいただくことが大事なことでございますので、そのことについて鋭意今、取り組んでいるところでございます

ので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 是非仮置き場については、積極的に町長自ら足を運んで確保していただきたいと。私ももちろん相談に乗りながら、それぞれの議員さんも当然協力してくれるというふうに私も含めて思いますので、みんなで知恵を出して、仮置き場の確保に取り組んでいかなければならないと思っているので、当局では特に先頭に立って取り組んでいただきたいというふうに思う次第です。

あとですね、やはり住宅のこれから本当に除染という段取りになるんですけれども、本当に今年は特に郡部の方、農村部の方になるわけですが、ほとんどが大体裏山背負っている家がほとんどなんですよね、農村部に行けば、町長も分かるように。ですので、本当に山をやらなきゃだめでないのかなと、私から言わなくても、大体住民の方からそう言われるんですよね。と言いますのも、大概裏山とかというの杉山とか松山とか、特に杉山が高いんですよね、測ってみるとね。私もあちこち測っているんですが。なので、やはり山についても、山林についてかな。やはり20メートルだけのところでは、到底私はこれはだめだと思うんですよね。大体裏山に行くと、土手の部分で20メートルは終わってしまうので、なので、やはり山林について、少なくとも30メートルないし50メートルぐらいは、きっちりやっぱりやらないと、また、戻ってしまうというふうに私は思うんですよね。だから、その辺もちろんこれは国の方の対応もございましょうけれども、やはりこれ農地の方も川俣方式でやっているわけだから、やっぱり住宅の効果のある除染をやるには、やはり川俣方式できっちり責任を持っている格好でやってもらないと、また、同じことを何回もやっているようでは、これは私はだめだと思うんですよ。その辺は町、とりあえずは独自の町のお金を使ってでも、やはり効果のある、そういう住宅の除染を私は取り組むべきではないかなというふうに思うので、再度この件について、町長にお伺いします。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

山林の除染につきましては、私も前から山からやるべきだというようなことで話をしてきた時期がありました。その後、いろいろと除染の方法等について、モデル事業も踏まえながら検証されてきたんでありますけれども、国の方でもいわゆる住宅、生活関連のところの除染から進めている山林の除染につきましては、具体的に言えば、山木屋地区は、国が責任を持って24年、25年でやるということ何でありますけれども、この山のほうについても、20メートルで落ちるのかどうか、これは今回、モデル事業やったんでありますが、それをしっかり検証して、20メートルで落ちないなら30メートルも50メートルもやるべきだという話をしておりますので、その点については、国の方も今回も20メートルという1つの区切りは持っておりますが、実態に合った除染をし、線量を下げるべきだということについては、検討していく話もいただいております。また、24年、25年で終わってし

まうのではなくて、議員お質しの中には、その後どうするんだということだと思うんですね。ですから、それについても、引き続き24年、25年の事業の検証をして、更に、必要なところについては除染を進めていくというような方針も出されてきておりますので、いろいろと要望をしてきたことについては、この取り組む姿勢が見えてきているなというふうに我々も感じておりますので、今、議員がおっしゃるようなことについても、これから本格的な除染に入るわけでありますけれども、山木屋もまた、町が計画を作っている山木屋以外の地区についても、山木屋をモデルとしながら、町としてもそのようなことについては、国、県に要望しながら、実際、線量を下げることが除染の目的でありますし、それによって安全な生活環境を確保するわけでありますから、その取り組みについては同じような考えで取り組んでいきたいと思っております。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 是非ですね答弁があったように、やはり現地の現場に合った山だって大きさもいろいろあるでしょうから、やはり住宅に傾いているところについては、やっぱりきっちりやるというふうにしないと、私はあと同じこと何回もやるようなことになると思いますよ。だったら最初からやはり50メートルなり70メートルなりきっちり最初からやるという方向でこれは取り組んでいかないと、それは効果のある除染に私はならないというふうに思うので、国のほうに対する働きかけも含めてですね、やはりこれはそういう除染の方法で、特に私ども郡部のほうはほとんどが裏山背負っているのでありますので、これは取り組んでいただかなければならないというふうに思いますので、そのような対応をお願いしたいというふうに思う次第であります。

あとはですね、やはりこれから段取りをして、いつから除染、とにかく早急に一日も早い除染というのを町民の皆さんは期待をしているわけでありますけれども、やはり特に除染の発注に当たっては、あまり大規模ではなくて、もちろんゼネコンがやるわけではないですからね。なるだけ地元の業者さん、働く人も地元で協力できる方がいればね、やっぱり働く人も地元、お金も地元の下りような格好でこの除染を私はやらなければならないというふうに思うので、極力例えば30戸、50戸、なんぼ多くとも100戸ぐらいとか、やはり業者というのは協議によって、随意契約で私は取り組むべきだというふうに思っているんですね。今後の段取りになるかなと思いますけれども、その辺のこれから除染の細かい段取りについての町長、その辺について伺っておきたいと思います。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

これからの除染の段取り、発注に当たって、地元のほうに仕事が出るような配慮をすべきだという質問でありますけれども、そのようなことで除染審議組合、任意でありますけれども、それを立ち上げていただいておりますから、除染についての技術的な研修も含め、また、管理業務も含めて今、町内の業者の皆さん方も一生懸

命取り組んでいただいております。したがいまして、そのようなことのできる範囲の中で、地元の皆さん方に今回の除染には最大限協力していただくことで進めていきたいと、そのように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 最後の8点目なんだけれども、食品検査器については、本当に3月の議会でも答弁なんか聞くと、今すぐにでも各地区の公民館にとっくに組み込まれていて当たり前かなと私は思ったんだけれども、いつになったら取り組むのかさっぱり進まないの、だいぶ住民からは、これはいつから設置してくれるんだという声大きいわけですよ。ちょっとさっき答弁ちょっと聞き逃した点もあるので、新たな体制づくりとかなんとかと言ってますけれども、するとあれですか、進まない原因について、もう1回明らかにしてもらいたいんだけれども、各地区には公民館もあるんだしね、置く場所もあれだろうし、いろいろ細かいこともね、人の問題もあるだろうし、その辺進まない原因はどこなんですか。これからの早急なる体制を作ってますよ、そのようなやっぱり町のほうの対策本部にいちいち離れたところから足のない人なんか持って来れないんですよ。だから、せめて各地区の公民館ぐらいたったらば、やはり毎日食べる物を、不安を持ってみんな心配しながら食べているわけだから。それ測定できるような検査器を早く配置してもらわないと、これは一番今、住民の皆さんが今必要だと思っていることですよね。どこに行っても、これは要望が強いわけですので、その辺の取り組み再度伺います。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

各公民館への検査器の配置でございますが、大変遅れていて申し訳ございませんでした。今のところ各公民館にいろいろと場所等がございまして、いろいろと協議を重ねてきたところでありますけれども、公民館自体のところで場所が確保できるところ、また、なかなか狭くて確保できないところ等々がございました。そういうところを今、調整を図りまして、何とか6月中には配置をしたいなということで、今進めていたところであります。先ほど町長の方で答弁申し上げましたが、なかなか放射線の基準値が下がってしまったということで、1台で測れる検体が大体10分程度ですと30検体、今回ですね30分から40分ということで、1日10検体くらいしかなかなか測れない状況になりました。そうしますと、各公民館におかれましても、なかなか皆さんのご要望に多く応えられないところも出てきたので、今回、新たな体制づくりというのは、ある程度公民館等で受付等をしながら、もう少し検査器を集めて、検査器計算センターのほうで検査できれば、また、それもやりますし、あと各公民館のほうで検査機械を配置をして、できる場所等もございまして、その辺両方合わせながら、今、体制づくりをしたいということで、なんとか6月中には体制づくりを再度固めまして、皆さんのご要望に応えられるような、検査体制にしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） やはり例えば私のところのおじま公民館なんかは、場所も当然、幼稚園で使った部屋なんかも空いているし、置かれると思うんですよ。だから、やはり今、対応できるところから、それは全部同じとはいかないかもしれないけれども、やっぱりできるところから対応してくださいよ。みんな待っているわけだから。それは、一斉に一緒にできればいいよ。でも、なかなかそうはいかないでしょう、今の話では。だから、できるところから対応して、早くとにかく設置して、住民の期待に応えられるように取り組まれるようにですね、最後に要請をして質問を終わりたいと思います。

○議長（新関善三君） 次に、2番議員 高橋道弘君の登壇を求めます。高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 2番 高橋道弘であります。風邪を引いておりますので、お聞き苦しい点はご了承をいただきたいと思います。

私は本定例会において、4つの事案につきまして、町当局の方針と具体的対策について質問をさせていただきます。

昨年3月11日の東日本大震災、そして、福島第一原子力発電所事故から1年以上経過しました。この1年有余における町の原子力災害対策については、多くの声が寄せられていることは、議会の討論の中でも明らかであります。この原子力災害対策における住民の多くの方々の不満の声は、私は大きく2つに分かれていると思います。最も大事な第1点は、住民の皆様が日々の暮らしの中で不安を抱え、もたえながら暮らしをしている。そういった心情に寄り添った対応が、この1年間なされていなかった。このことがまず、第1の問題であります。第2には、こういった課題について、町はそれなりに対応、対策をとってきたことは、私も認めるところでありますが、そのスピード感、あるいは時期、これらが住民の心と住民が期待をしている時期に、スピード感をもってとらえていない、この2つ目の課題があります。この2つが重なり合って、今、川俣町の住民の方々は、町当局が進める原子力災害対策について、大きな失望なり、あるいは不安をいただいていることだと思います。このことは議会におきまして、この1年間、毎週行われてきました全員協議会、あるいは臨時議会、定例議会等において、明らかになったところであります。本年3月の定例会には、248億円というかつてない大型予算が提案をされました。この予算は、議会の審議を踏まえまして、再三にわたり訂正をされたうえ、3月30日に可決成立したところであります。この24年度大型予算の審議の中でも、明確となった課題4点について、私は、その後の取り組み状況と今後の対策、対応について質問するものであります。

1つ目は、復興計画の見直しの進捗状況についてであります。

2つ目には、この間、全件におきましては、二度にわたって復興事業の申請が受け付けられ、多くの自治体が内示を受けているわけですが、本町は、この復興事業に1件も申請していないのは、どういう理由なのか。

3点目には、山木屋地区の住民の方々の生活再建について、どのように考えている

のか。

そして、最後に、多くの子どもを持っていらっしゃる保護者の方々が要望しているホールボディカウンターの購入時期についてお伺いをするものであります。町長の明確な答弁を期待して、質問といたします。

○議長（新関善三君）　ここで休憩をいたします。再開は午後２時１０分に再開いたします。
（午後１時５５分）

○議長（新関善三君）　再開いたします。
（午後２時０５分）

○議長（新関善三君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　２番　高橋道弘議員のご質問に答弁をいたします。

はじめに、第１点目、復興計画の見直しは進捗しているのかについてのご質問でございますが、川俣町復興計画につきましては、第５次川俣町振興計画の策定後に甚大な被害をもたらした東日本大震災による新たな課題と問題に対処するため、第５次川俣町振興計画を基本としつつ、強化、加速化すべき施策や新たに追加すべき施策を特別に策定するものと位置付け、第１次となる計画を平成２４年３月５日に決定したところでございます。また、大規模災害からの復興過程におきましては、時間の経過とともに、解決すべき課題に質的な変化が現れてくることやハード面の復旧からソフト面の充実へと変わっていくことなど、その時々々の社会経済情勢、復興状況、住民意識などに伴って変化する諸課題に、柔軟かつ弾力的に対応していくため、施策の見直しを実施していくことが必要であると考えており、現在、復興計画の見直しにつきましては、第２次の計画決定に向けた見直しを検討しているところでございます。具体には、内部被ばく検査を効果的に進めるためのホールボディカウンターの設置、放射線に対する不安から屋外での遊びを控える児童、幼児等のため、遊具などを備えた屋内の遊び場などを整備するための屋内遊び場整備事業等について、実現可能となる復興施策について検討しているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第２点目、復興事業が１件も申請されていないのはなぜかについてのご質問でございますが、東日本大震災復興交付金につきましては、平成２３年１２月７日に成立した東日本大震災復興特別区域法により創設されたものでございますが、その中で措置されております復興交付金は、被災地方公共団体がその地域の特性に即して、自主的かつ主体的に復興のための地域づくりに関する事業を推進することを目的とし、使い勝手の良い自由度の高い一括交付金として、国から交付されるものです。しかし、実際には復興交付金が活用できる対象事業といたしましては、現在のところ、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省の５省４０事業の基幹事業に限定された事業となっており、使い勝手の良い自由度の高い一括交付金とは言い難いのが、現実でございます。また、法律は成立したものの、詳

細な運用ルールが明確に示されていないという状況もございますので、町といたしましては、今後、国の動向を注視しながら、本町の復興により良い形で活用できるように、柔軟かつ迅速に対応してまいりたいと考えているところでございます。なお、本町におきましては、現在、推進しようとしております過疎型スマートコミュニティプラン構築事業が終了した際に、農林水産省の農業用施設等を一体的に整備する被災地域農業復興総合支援事業や木質バイオマス、小水力等の再生可能エネルギー供給施設等の整備により、地域の資源を活用した新しいまちづくりを推進するとともに、農林業の活性化や雇用の確保等を図る木質バイオマス施設等緊急整備事業などの事業に、今後、申請したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第3点目の山木屋地区住民の生活再建は、の避難している山木屋地区住民の生活再建はどうするのかについてのご質問でございますが、現在、国では本格的な除染事業に着手するため、個人の住宅等のモニタリング調査等を進めようとしておりますが、除染等にかかる説明会においても、住民からのご意見としまして、生活再建の話が出ておりますが、この山木屋地区住民の生活再建の対応につきましては、最重要課題であると考えております。生活再建をどのようにするのかを考えるうえでは、除染は実施したが帰還できる線量の目安はどうか、生活できる住宅の環境改善はされているか、農業の再開が可能か、公共施設は再開できるのか、地域コミュニティは維持されるのか、帰還した場合の賠償が十分に保障されるのかなど、これら以外にも山積する課題を解決していく必要があります。現在、復興庁を中心としまして、環境省、農林水産等々々が連携し、生活再建へ向けて検討しております。町といたしましても、生活再建に向けた対応は、避難している住民の皆様の将来の生活設計に大きく影響を及ぼすものであり、極め細やかな対応となるよう、要請してまいりたいと考えております。

次に、第4点目、ホールボディカウンターはいつ購入するのかについてのご質問でございますが、これまで福島県の事業により、茨城県東海村にある独立法人日本原子力研究開発機構に赴いての受診、福島県所有の車載型検査機を保健センターわきに設置しての受診、川俣町の事業で平田中央病院に赴いての受診等で対応し、町民3,418人の内部被ばくの状態を調べてきたところでございます。今後も引き続き町民の徹底した健康管理に努めてまいりますが、より多くの町民の定期的な検査を町内で実施できるようにすることが必要であると考え、ホールボディカウンターの購入、設置費用を本議会の一般会計補正予算に計上したところであります。補正予算議決後には、年内の設置を目標に事務を進めてまいりますが、福島県や飯館村、伊達市の購入の状況によると、半年がかりになるものと思われます。その間は、引き続き福島県の事業や平田中央病院での検査を準用しながら、希望者の検査を実施していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

- 2 番（高橋道弘君） 何点か再質問させてもらいますが、まず、復興計画の見直しでありますけれども、復興計画の一環として、この除染の作業があるわけですね、除染事業があるわけであります。この除染事業は、過日の国の説明では、法定受託事務なんだというふうな説明があったんですが、法定受託事務については、1号と2号とがあるんですが、どちらに所属しているのでしょうか。1号事務なんですか、2号事務なんですか。
- 議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。
- 原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。
 大変申し訳ございません。法定事務の1号、2号ちょっと承知よく、理解していないところがございます、大変申し訳ありません。あとよく調べまして、報告を申し上げたいと思います。申し訳ありません。
- 議長（新関善三君） 高橋道弘君。
- 2 番（高橋道弘君） 1号の法定受託事務なのか、2号なのかということによっては、大変国の関与の仕方が違うわけでありますよね。ですから、同僚議員も質問をし、私もずうっとやってきましたけども、例えば農地の除染にしても、宅地の除染にしても、いわゆる川俣方式なるものを言われているわけでありますけど、1号事務であれば、国の関与というのは基本的にあり得ない話ですよ。2号事務だと、国の指導とか指示というのが出てくるわけですよ、いっぱい。だから、交付金事業で合っても、やり方が違う。だから、その辺をきっちり皆さん方が分かって取り組まないと、市町村が受託をした事務でありますから、あくまでも。本来は国が都道府県がやるべき仕事を川俣町が代わってやると、そういうふうに法律で決まっているから、だから法定受託事務と言うわけですから、ですから、だとすれば、当然、川俣町の考え方、提案というのはあってしかるべきなんです。ですから、その辺はきっちり踏まえて、対応していただきたいということで、今、質問したわけありますが、とらえていないということでありますから、後で調べてお知らせをいただきたいと思います。そのうえで、また、質問をさせていただきます。
 それからですね、2つ目の再質問なんですけど、復興計画作っている方はよくお分かりだと思うんですが、復興計画ね、この前議会でもらったんですが、36ページを見ますと、川俣町の農林施設は53か所で9,810万円だと。町道について、101か所で1億7,700万円損害があったと、こういうふうに書かれているんですね。これらの復旧は、23年度で全部終わったんでしょうか、あるいは24年度当初予算で全部クリアされているんでしょうか。
- 議長（新関善三君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの除染の関係でございますが、まだ、その復興計画策定段階と（不規則発言あり）失礼しました。農道の関係につきましては、まだ、3月5日の時点の前の段階での計画の状況でございますので、これからの中で精査をしてから、また、その状況については、お答えするようになると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

- 議長（新関善三君） 2 番 高橋道弘君。
- 2 番（高橋道弘君） 私が作った計画でなくて、川俣町が作って議会に出したものですから、ですから、皆さんが把握しておられないと私も質問できないので、というのは、なんでかということ、今、町長答弁では、復興計画はハード面の復旧からソフト面の充実へと変わっていきますと、こう言ったわけですよ。ですから、私は、皆さんが23年度で把握した農林道の53か所、町道101か所、それについては、じゃ終わったんですかということを知っているだけなんです。だから、23年度にやったものももちろんあるでしょうし、24年度当初予算に上げた分もあるとは思いますが、私は。ですから、それで終わりなんですかということを知っているだけです。端的にお答えをいただきたい。
- 議長（新関善三君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの農林施設の関係で、町道の関係で全部で農林施設が53か所、町道は101か所ということでございますが、これにつきましては、この復興計画の中で、確かにハードからソフトへということで申し上げたところでございますが、そのハードの部分につきましても、また、すべて終わっているということではございませんので、全体的な流れでは、ハードからソフトへというようなことで申し上げているところでございます。以上で答弁といたします。
- 議長（新関善三君） 高橋道弘君。
- 2 番（高橋道弘君） そうしますと、復興事業の申請の話とぶってくるんですけど、答弁にあるように、皆さんからいただいた国が示している復興事業あるわけですね。40事業ありますと、こう書かれているわけです。この40事業は答弁によれば、なんか使い勝手が悪くて川俣町は該当しないんだみたいなことがいっぱい書かれているんですね。でも、私が皆さんからいただいた資料を見る限りですよ、この復興の事業ね、国が示している事業ですよ、40事業あるんですけど、この40事業をですよ、本当に皆さんは把握して該当しないというふうに解釈しているんですか、これ。私は、いっぱい該当するのがあるんじゃないかとマークしているんですけど。特に国土交通省関係、あるいは農林水産省関係は、該当しないものを探すほうが大変なんじゃないかなと私は思うんですね。あの津波こと以外除けば。地震のことはあるわけですから、川俣町だって。例えば大作団地、あるいは東大清水団地もですよ、ああいうものだって、これによれば不良住宅状況だとか、住宅市街地の再生整備だとか、災害公営住宅整備事業だとか、道路事業もですよ道路の防災、震災対策等と道路の整備事業あるわけですよ、11番にね。ですから、先ほど言った53か所だ、101か所だというのは、道路事業で言えば、ここには全く該当しないんですか。ということは、国だのと協議をしたうえで該当しないと判断して申請していないんですか。
- 議長（新関善三君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（菅野浩市郎君） 国の復興交付金事業の該当、まあ申請と該当の関係だと思いますが、まず、国の復興交付金制度の要綱の中では、この事業の作成の対

象となる地域につきましては、東日本大震災により相当数の住宅、また、公共施設の損壊とか滅失とか、そういった著しい被害を受けたところというふうに規定されております。私どもとしまして、この中でそれぞれ該当させてもらいたいというふうなことで、復興庁のほうに出向いたり、また、いろいろ問い合わせをしながら、どういうものであれば、この川俣町の中で該当するのかなということではいろいろ相談しているところでございますが、今のところの段階では、まだ、全体の被災の状況も含めて、なかなかすぐに該当するということにはなっておりませんが、今後の中では、復興庁のほうにきちんと出向いたり、また、いろいろ協議をしながら、なるべく該当させるべく取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） その話は、全員協議会でも何回も聞いているのね。例えばね、これ民報さんの5月26日ね、第2回目の復興交付金事業概要内示になったもの出ているわけですけど、これ桑折町ね、住宅宅地活動崩落緊急対策事業新規1億5,600万円とこう載っていますよね。我々新聞なり見るなりしてですよ、桑折町で滑落してどうしようもなく住めなくなったなどというところが、こんなに大規模にあるのかと、私は聞いたことないですよ。ですから、要はその国見さんだっけ出しますよね、これは桑折だけど、国見さんだっけ今度埋蔵文化財の発掘事業が118万2,000円、炭素社会対応型浄化槽集中導入事業なんてね、私も初めて聞くけれども、860万なんぼ載っているわけじゃないですか。だから、同じ県北エリアで、隣の飯舘村さんだっけですよ、1億と300万円、農業用施設整備事業だよ、これは。農業をやっていないところで、農業用施設整備事業ですよ、飯舘村さんは。だから、本当にこの協議しているんですか、具体的なプランを作って。だから、質問を変えれば、じゃ、この復興交付金申請するためには国の指導によれば、復興交付金事業計画の作成というのがありますよね。これ作ったんですか、川俣町は。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 復興交付金事業の作成の関係でいきますと、県のほうと一緒に申請する部分として国道ですか、国道114とか349の関係としては作って、建設事務所といろいろ協議しながら対応してまいりましたが、該当しないというふうなことではしたが、改めてまた、再度こういったものについては出したいというふうに考えております。以上です。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 要は作っていないということでしょう、簡単に言えば。県が作っているのは、広域連携の関係があって、114号だとか349号というのは、別に川俣町だけの課題でないから、それこそ不幸にも二本松市さん分で口太峠の先で事故が起こって多くの方が亡くなった痛ましい事故がありましたけど、そういったことも含めて、県は全体のを作っているわけだから、だから、川俣町としてのこの交付金事業計画というのはないんでしょう。

- 議長（新関善三君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの町独自のということでございますが、川俣町独自の交付金事業計画については、今、町長と協議中でまだ提出してはおりません。以上でございます。
- 議長（新関善三君） 高橋道弘君。
- 2番（高橋道弘君） じゃ、それはいつまで作るんですか。
- 議長（新関善三君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのいつまでということでございますが、現在協議中でございまして、その協議の中である程度可能性が見いだせるような時期ということで、そんな遅くない時期、なるべく早く提出してみたいというふうにこう考えております。以上でございます。
- 議長（新関善三君） 高橋道弘君。
- 2番（高橋道弘君） あのですよ、協議をするというのは、川俣町がプランを持っているから県と協議する話なんです。協議しながらプランを作るということで、交付金事業だの補助事業が採択になったなどという例は私は聞いたことはありません。それでね、答弁の中では木質バイオマス、被災地農業総合支援事業や木質バイオマス施設等緊急整備事業などの事業に今後、申請したいと、こう言っているわけね。言ってますよね。答弁書に書かれているから間違いはないと思うんですが、ところがですね、私が知る限りですよ、この省エネ関係ね、省エネというか太陽光発電関係含めまして、これは既にもう採択になっているんですよ、残念ながら。福島県ですよ、6月8日、金曜日の建設工業新聞によればですよ、いいですか、経済産業省が再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援復興対策事業費補助金の第1公募で、第1公募っていつやったかという、3月から4月にかけてやったんですね、これ。そして、5日に推進協議会が開かれて、資源エネルギー協議や本県における補助決定者を決定しますと、補助事業者を決定します。その中でスマートコミュニティ導入促進事業は、本県では、会津若松市が採択を受けたとか、ほかの自治体は出しているわけですよ、確か、もう既に。この公募あったことはご承知だったんですか、川俣町。
- 議長（新関善三君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの第1次の公募のほうは通知は来ておりましたが、そちらのほうには応募ということはいたしませんでした。
- 議長（新関善三君） 高橋道弘君。
- 2番（高橋道弘君） そうしますと、去年50万円使ってますよ、23年度予算でね、再生エネルギーの可能性調査だか基礎調査だか分からないけれども、そんなぽっちで何ができるんですかと私ここで質問した経緯があるんですが、その結果なり、あるいはこの前の3月議会で言っていた戸田建設だかどこだか知らないけれども、民間ベースでFS調査、実証事業調査をしますとってしまったよね。そういうことは、じゃ、どこに活かされるんですか。こういう3月22日から4月の何日までだ

っけかな、募集していたのは。議会開催中にこれ募集していたんだよ3月22日から4月27日まで1か月間あった、1か月以上あった。その中で言っているわけでしょう、議会答弁では。一生懸命やりますと。一生懸命やりますと言ってて、なんでこれ応募しないんですか。じゃ、去年やったその50万円は、何のために使ったんですか。だから、なんで公募しなかったのか、プランがないからですか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 平成23年度の調査につきましては、あくまでも再生可能エネルギー関連の予備調査ということで、全般的な調査でございました。また、今回、進めておりますのは、その復興交付金の中でのバイオマスに該当する前の実現可能調査と言いますか、そういった調査に応募したいということで進めておりまして、例えば山木屋地区を中心に町内全域でございますが、過疎型コミュニティづくりみたいな、そんな感じのそのような再生可能エネルギーとか、あとスマートコミュニティを組み合わせたような事業で考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのですよ、いいですか。ここで言っているスマートコミュニティ導入促進事業は、再生可能エネルギーや蓄電池を駆使したスマートコミュニティ構築に向け、計画づくりや設備導入に対する3分の2の補助を実施、それに手を挙げたのは、本県では会津若松市が採択を受けましたと書かっている。分かりますか。だから、今、課長言ったのは、計画を作っているから手を挙げなかったと言ったでしょう。計画づくりも補助対象に入っているんですよ、これ。だから、やる気がないんじゃないかと私は言いたくなるわけ。本気になってこの復興計画に基づいて、復興計画を具現化するために復興交付金事業というのがあるわけじゃないですか。今はたまたま再生エネルギーに絞って質問していますが、だから、もっと情報を駆使して、本当に自分たちのプランを作っていけないと、いつまでも協議しています、国の方針が出たらやりますでは一步も進まない、復興なんかありっこないと。だって、復興計画には何と書かれているかということ、何て書かれているか分かりますか、この理念。たぶん書いた人分からないから読んで上げますが、いいですか、復興計画策定の趣旨の最後にはなんて書かれているか。いいかい、次の世代に引き継ぐべき豊かな自然を回復すべく、住民相互の絆を一層深め、文化的、経済的に発展した、これからが大切なことよ。新たな地域社会を構築できるよう、果敢に取り組んで行く。そのために復興計画を作るんだと書かれている。新たな地域社会を作るんでしょう。だから、スマートコミュニティだとかと言っているわけでしょう、皆さんは。今までの原発依存型から脱却していくんだと、原発に依存しないんだということを言っているわけです。それさえも取り組まないで、募集かけているのに手も挙げないで、どうやってこれを実現しようとしているのかお聞きをします。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまお質しにありましたように、この復興交付金の中では、実際の事業とそれの事前の町村事業というのも確かに該当するというふうになってございます。ただ、当町といたしましては、この事前の調査の事業というのはただいま申し上げましたように、別な方の事業ということで、例えばこれは新エネルギー導入促進協議会の中で公募していますスマートコミュニティの構想復旧支援事業というのを考えていまして、復興庁の方もいろいろ協議というか問い質しているところでございますが、いきなりハード事業と言いますか、そのバイオマス事業には入れない。そのためには事前の調査の事業が必要だということを確認しておりまして、例えばその事前の調査の事業としては、それは実現可能調査の事業ということで、別な事業使ってやってもそれは大丈夫だというふうなことを確認しておりますので、今、考えておりますのは、その事前調査につきましては、復興交付金事業以外の事業を使いまして、あとそれがはっきりどういうものが本町において実現可能だということがある程度絞られれば、復興交付金事業の中のバイオマスの事業等を考えているところでございます。以上でございます。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのそれは詭弁で、そんなことを言ったら、いつになってもできないですよ。だって実際は全部資源エネルギー庁に行くんですよ、どの事業であつたって。だから、今言った協議会の中で、さっき言った募集はしているんじゃないですか。若松市が採択を受けたというのは。だから、やる気をちゃんと見えるようにしないと、その質問する際に私が言ったように、タイムリーにみんなの気持ちにあった対策ができないということですよ。

じゃ、話題変えますけど、復興事業に西部工業団地なり営農団地造成事業ね、これ議会で議決して意見書まで上げているわけだ。町長名のはんこ付いて国に上げているわけだ。これはどうやっていつから具現化するんですか、西部工業団地、営農団地は。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの西部工業団地につきましては、これは国のほうの復興地域の支援ということで、企業立地センターのほうでの調査がございましたが、それを例えばこの復興交付金の中でどういうふうに活用する、該当させるかということにつきましては、いろいろ多くの課題がございますので、その課題を整理していかないと、例えばその復興交付金がどのように該当し、使えるかというのは、これは全く分からない状況にございますので、どのように進めたら、こういったそれぞれ国の事業も含めて、現在の復興関連事業が該当になるかということとは、これからよく調査をしながら、精査をしながら対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、分からないのは、国のほうだと思うんですよ、川俣町のこと。応援しますと言っているのに、何のプランも具体案も上がってこなかった

ら応援しようないじゃないですか、県だって、国だって。だから、皆さんが分からないんじゃないんですよ。皆さんが計画をきっちり作って出さないから、県も国も応援しようがないと言っているわけですよ。逆でしょう、認識が。川俣町がやるべきことをやっていないから協議にもならんし、事業の俎上にも上がってこないんですよ。国の応援施策に上がってこないんですよ。どれを使うかなどというのは農林省で喜んで分けてくれるんじゃないですか、上げていったらば。じゃここにある8番から16番までいろいろありますよ、これ農林省の復興交付金事業だって。だから、どれに該当させるかと言ったらば農林省が考えるじゃないですか。何のプランもないところで、何やってんだいと、ただ話聞いたって、私、農林省の役人だって、たぶん該当させないよ。何をやっているのか分からないけど。面積は、対象者は、だからそこではどんな企業やるのか、住宅団地にするのか、研究施設のするのか、そのプランというのは、いつできるんですかと言うの。国、県は関係ないですよ。川俣町がどうするのか。営農団地について、西部工業団地どうするのかと、このプランはいつできるんですか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの工業団地等のプランがいつできるかというところでございますが、これにつきましては、まだ明確にいつまで作成というふうにはまだ準備ができておりません。これの例えば課題等をただいま申し上げましたように、どのようにすれば、例えば国、県の補助金なり、こういった復興交付金も含めて、活用できるのかということを十分に検討しながら進めてまいりたいと考えておりますので、明確な時期は申し上げられませんが、それにいろんな事業に該当させることができるように取り組みを考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あの間に合うようになって、ほかは2回申請して採択を受けているんですよ、もう。去年から募集しているんだから。なんぼ1兆2,000億円国で予算取ったって、1円も申請しなかったら1円も来ないというのは明らかなことですよ。お宅は要らないんでしょうとしか国は言わないじゃないですか。だから、川俣町としてやるべきことをきっちりやって、国、県に申請していくんだと、交渉していくんだということじゃないですか。例えば時間なくなっちゃうからね、市街地再整備事業だってですよ、いいですか、復興計画には大きなメインテーマになっているんですよ。けども、復興交付金事業では32番で市街地再整備事業というのをちゃんと位置づけているんだよ、これ。位置づけているんだけど、川俣町の市街地再整備の事業ができなかったら、いつになったって申請できっこないじゃないですか。どこでも議論していないでしょう。私の知る限り、商工会で議論しているわけでもなんでもない、ファンの跡ぶっ壊してどうのこうのの部分的な話では、それこそ4分の3の補助事業にはなるけど、全体の市街地再整備事業の事業には結びつかないですよ。だから、一日も早くそういったものを国、県と協議して

から作るのではないんですよ。作ってから協議するんだというの、計画書とか金も
らうときは。その認識改めますか。作ってから協議する。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの復興交付金事業につきましての例えば3
2番ですか、市街地再開発事業につきましては、これはすみません。津波とか、そ
ういったところの対応がメインでございます。で、町としましても、確かにお質し
のとおり、その明確な計画を作っておりませんので、早急に計画づくりに向けた
検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） その話になると、さっき言った原子力災害対策課長答弁できな
かった件絡みあうんだけど、どうなったんですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁をいたします。

もうしばらくお待ちください。すみません。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのですね、それでは、それを留保して、後に回すから時間を
止めておいてくださいね、議長ね、頼みますよ。

3番目の山木屋地区の生活再建の問題お聞きしますが、まず、この計画的避難区
域の設定している、これの法的根拠は何の法律の第何条に書かれているのかお聞き
をします。

○議長（新関善三君） ここで暫時休議いたします。

（午後2時50分）

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後3時05分）

○議長（新関善三君） 答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 法定受託事務については1号でございます。

あと計画的区域の部分であります、原子力災害対策特別措置法第20条第3項
に基づきまして、町のほうが指示を受けたということでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうしますと、受託事務の話で言えば、町はきっちりと主張す
る権利を持っているわけだから、そこはきっちりと川俣方式だろうが何だろうが、
川俣町はこう考えだということできっちりと主張する。そして、揺らぎのない方針で
臨んでもらいたいと、これは要望です。そこら辺を分かっているなくて、事務執って
いられたんでは困るということを言いたい。

それからですね、この計画的避難区域の話ですけど、おっしゃるとおり第20条

第3項に基づくものなんですね。ところが、これによれば、いつまでじゃ避難しているのかということは、市町村長が定めることになっていますよね。具体的な計画は市町村長が定めると、こういうふうに書かれているはずなんですけども、そうしますと、今ね国のほうが居住制限区域だとか、緊急準備避難区域だとかって2つに線引きして、山木屋は2地域に分けますというふうな提案があるわけですが、それらについて町としては、町長が定めているわけだから、笠原さんが働いているのだって、町長が許可したから働いていることになっている法律上はね。地域の皆さんは、国が認めたから働いていると思っているけど、そうではないんですよ。町長が申請して、町長の責任の下に笠原さんは営業をしている、こういうことからね。だから、計画的避難区域の日程も、市町村長が定めるということになっているわけだ。こういった中で、今、2線引きがあって、更に復興計画ではですよ15ページに何て書いているかということ、重点事業の4番目に、山木屋地区帰還計画の策定及び実施となっているわけですから。そうすると、今、国から提案されている線引きの問題と山木屋の帰還計画は役場が作ると、こう書いているわけだから、それらの帰還計画の進捗状況と提案を受けていることについての町の方針はどのようなになっていますか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまご質問がありました復興計画の中の帰還計画につきましては、まだ国も含めて地元のほうからの要望も踏まえた具体的なものが、まだ具体的に正式に示されない段階でございますので、まだ、帰還計画そのものに具体的にとりかかってはございません。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 先ほどの答弁では何と書かれているかと言いますと、山木屋地区の生活再建の対応につきましては、除染は実施したが、帰還できるか、線量はどうか、これ住民の声だと書いているんですよ。生活できる住宅の環境改善、農業の再建は可能か、公共施設は再開できるか、地域コミュニティは維持されるのか、帰還した場合、賠償が十分に補償されるのかと、こういった課題が整理されないと、生活再建は成り立たないというふうに答弁したわけですよ、これ。そして、だから分かっているんだから、分かっている計画作れるじゃないですか、それをどうするんだというのが、どうしなければ帰れない、どうしなければ生活再建はできないということは。町として、今の答弁もそうじゃないですか、国がはっきりしたことを言わないから書かれないんだと。じゃ、国が帰れと言ったら帰るということなんですか、今の答弁で言えば。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの帰還計画でございますが、具体的には、やはり地元の意向等も十分に踏まえまして、町の考えもまとめまして、帰還計画として国のほうに提出をしながら決めていくことになろうかと思えます。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 生活再建というのは、私は2つだと思うんだよね、基本的にはね。働く場所があるか、住む場所があるか、この2つで人は住んだり、移住したりするわけでしょう。なんぼ住みたくとも働く場所がなかったら、住み続けられないわけだから。なんぼその場所にいたいと思っても、住む場所がなかったら住み続けられないわけだ。この2つがかみ合って、初めて生活再建というのは、どの人でも成り立つわけですよ。じゃ、その2つを作るのが帰還計画なわけでしょ、町で作るのは。その生活再建のための2つの最低の前提がクリアされる計画を町が作らない中で、じゃ、川俣町は今、国が提案している線引きの2つにして、片方は避難解除区域だ、上は居住制限区域だということを受け入れるんですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、質問にありますように、この山木屋の復帰に当たりましては、先ほど述べましたこの項目についての具体的なものについての明確なものを見てですね、そして、見直しに入っていくというようなことが前提になるものと思っております。それにつきましては、まずは今、除染をどのようにしていくかということについての具体的な進め方が固まってきたところでありますので、この見直しに当たってどのような見直しがされ、そしてまた、見直しの内容、例えば避難解除準備区域の場合は、どんなことが想定されるのか、想定じゃなくて、どんなことが考えているのか。また、居住制限区域については、その生活再建に当たってどのようなことなのかということについてですね、この説明を国の方から、これは国で作っているものでありますから、それを受けて、私は住民の皆さん方の意向を受けながら判断をしていくと、そんな考えで国のほうには申し上げておりましたので、それらを今月中には、その内容等についての説明の場などを設けながら、具体的なその内容を詰めていきたいと思っております。なお、質問にありますように、ここにあるようなことがやっぱり大事なことでありますから、戻って仕事ができない、雇用の場もない、あるいはまた生活改善もなっていないと戻れないわけでありますから、それを改善していくのが、一番の私は戻ることに対する重要なことだと思っております。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうすると、最初の答弁で、避難している住民の皆さんの将来の設計に大きく影響を及ぼすものであり、きめ細やかな対応となるよう要請してまいりたいと考えておりますと、こう書かれているんですけど、じゃ山木屋の方々の声は、この1年間の中で、町としては集約していないというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） それぞれのいろんな場でお話しは出ておりますけども、これは自治会、協議会の役員の皆様方とも話をしておりましたが、まず、住民の皆さん方のアンケート調査をするというようなことの段取りについて、今後、進めることで

今、考えております。その内容等については、いろいろと多岐にわたる内容になるかと思いますが、そういったことをして住民の皆さんの意向も把握していこうと考えていくところで今、考えているところであります。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） アンケート調査については、過日、政経東北だかどこかで飯館の皆さんの一部の調査したものとか、あと今、村がやっていますよね、飯館村さん。そういったものが報道されてから川俣町が取り組むと、こう常にいつもなるわけですよ。ですから、一番最初言ったようにタイムリーでないというのが、そこなんです。ほかからやってから常にやる、ほかからやってから常にやる、けども、川俣町の住民の方々が避難しているわけですから、山木屋という地区の方々が。ほかからやろうがやるまいが、その意向把握をして計画を作って、それを国に認めさせるということをやるとするのは、議会ですうって言ってきた東電との賠償の問題と同じであって、国と東電が加害者であって、その国が法律上、線引きを引いて避難しろの、いやここに住むなの、いや、ここには戻っても良いぞとかと言っているわけでしょう。それに対して、住民が期待をするのは、役場なり議会しかないわけだから。その役場が帰還計画を作りますと書いてからには、やっぱりこの計画を作る前に、意向調査だとか懇談会というのが当然あってしかるべきですよ。そのことがやられていないことの方が、私は理解できないんですよ、この1年間にわたって。なんでそのそういうふうなきちと皆さんのご意向を踏まえて進めると、こういうふうな仕組みができないんですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

意向調査につきましては、実はもっと前から山木屋のそれぞれの皆さんとお話し合いをしてきたんでありますが、具体的に申し上げますと、もう少し時間がほしいというようなこともございましたし、その方法等についても、具体的に詰めておりません。ですが、今後、それを詰めるというようなことでの大体の了解と言いますか、話をする場を設けていきたいというようなことでの話になってきておりますので、それをしっかり詰めながらいきたい。議員お質しのよそでやって、川俣でという意味ではないのでありまして、決して遅れてやるような思いはなく、先程来言われている私自身もやっぱりスピード感を持ってやるということを国でも言っておりますから、私自身もスピード感を持って住民に対応していかなくちゃならないと、そのことは同じ思いであります。以上であります。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町長がどう思おうが、客観的には川俣町がやっていることはこの1年間でね、ほかよりはごてごてなんです。ですから、町民の皆様の不信感とか不安感がますます増大をするわけです。どうしようとしているのか分からない。だから、国、県に早くやれと言う前に、自分たちがどうしたいかということ早く決めないと、国、県に要請できないじゃないですか。そのためには、山木屋の人た

ちの声を早く聞くというのが筋なわけでしょう。だから、それは遅きに失しているんですけど、やらないわけにはいかないから、きっちり早くやって、その帰還計画を作って、そして、それを国に認めさせるということを努力していただきたいんですが。

それから、その避難指示というのは、災害対策基本法第60条第1項で、町長に権限あるわけだね。知事ではないんだから、町村長だからね。そうでしょう。避難しなさいということを行ったわけだ、山木屋の人たちにね。いいですか。そうすると、今度は帰るという話、線引きの問題と帰っていいという話はこれは別ですよ。分かりますか、法律上。線引きは、さっき言った原子力災害対策基本法第20条3項に基づいて計画的避難区域だ、準備区域だ、こう勝手に決めた話でしょ、自分たちの都合に従って。だけど、そこに戻るとか避難しなさいというのは、町村長の責任なわけですよ。ですから、その町村長の責任である、じゃ帰りますよというふうな判断とか、その辺は町長1人でなさるということによろしいんですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

避難指示のときも、これは国のほうで放射線量の20ミリを超すところについては、将来にわたって健康被害を起こす恐れがあるので、これは非計画とは言え、避難指示区域と指示しますということであります。戻るに当たっては、そのことがどういうふうになっているのかを私が判断してやったわけではないんですから、これは国のほうからその線量の問題もしっかり確認したうえでこの見直しに入るべきだと私は思っております。私が勝手に帰るとか帰らないとか言えるところの放射線量の問題ではないという認識に立っております。ただ、今度その帰るに当たっては、先ほど申し上げましたような住民の皆さん方との意向もしっかり受けて、この放射線量が安全なのかどうかということについての確認をしながら、今度は戻ることにについて、計画的にこの帰還を進めていきたいと、そのように思っております。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り5分です。

○2番（高橋道弘君） あのね町長ね、そこねちょっと違うと思うんですよ。総理大臣は指示することができる。市町村長に指示することができる。だからといって、市町村長はじゃイコールすぐやらなくちゃいけないのかと言えば、法律的には整理されてはいないんですよ。だから、あくまでも避難命令というのは、町村長しか出せないんですよ。知事だって指示することができるんですからね。お宅の町は危ないから逃げなさいと指示はできるけど、実際に住民に指示するのは、町村長の名前ですよ。それは法律でそうなっているんです。だから、市町村長の役割というのは、重要なんです。市町村の地方自治体の役割というのは重要なんです。だから、そのときに、今、線引きの問題から帰還の問題から、帰還計画の話もそうですが、単なる行政の執行の一部として町長は、今の答弁は、国と県と協議して決めるんだみ

たいに言ってますけども、私が言いたいのは、じゃ住民代表である議会なり何なりとの合意形成のうえに、そのことを決めるんですか。町長が、地方自治法の行政権の裁量の中で、この災害対策基本法第60条に基づいて決めていくんですかということをお聞きしている。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 当然ですね、当該する住民の皆さん、そしてまた住民の代表機関である議会のほうに諮って、それは最終的に決めていくというような考えでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 是非ともそのような手続きを踏んでですね、山木屋の皆さんが安心、安全に、そして、未来に希望が持てるような帰還の計画を作っていただきたいし、今後の取り組みをタイムリーにスピード感を持ってやっていただきたいと思うんです。

今、休議中に大変良い話を聞いたんですけど、飯舘のさっきの1億円という話はね、飯舘村で事業をやるわけではないんだ。飯舘村の農家の人が、福島だの何だのにイチゴハウスを造ったりなんだりして農業施設整備するのに使うんだという話なんだよ、聞いて見たら。だったら、川俣だって飯坂の境のところにパイプハウス造った人たちがいっぱいいるじゃないですか。あちこち自分たちで造成している人いますよね。ああいったもの復興計画に上がらないわけじゃないじゃないですか、飯舘村が良いと言って、山木屋の人たちが下にくだってきて花卉栽培だとか、あるいはその畜産業を維持するために、東和町に頼んでいる人からいろいろいるわけでしょう。そういったものを復興事業に上げなかったらば、上げるものはないじゃないですか。現にやっているわけでしょう。そういったものが該当することは認識していたんですか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの農業施設整備等にかかる復興交付金事業だと思いますが、その辺につきましては、私のほうも新聞に出てから町長と協議をしまして認識をしてございました。町のほうとしても、今後の中では、そういった事業も含めて、ただ、これは意向調査とかも含めた対応が必要かと思いますが、こういったことも含めて、今後の中では進めてまいりたいというふうに今のところ、現段階ですけども、考えているところでございます。以上でございます。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 考えているだけでなく、常に行動を起こして、住民の皆さんに分かるようなアクションをきっちりと住民の前で展開をしていただきたいなど。ですから、ホールボディカウンターの話にしたって、今度の補正予算に出て、答弁にあるように半年以内に買うという話じゃないですか。これ去年の議会が言ったときに買っていれば、今ころとくにできているわけですよ。だから、タイムリーでないと言うの。ですから、町民の皆さんが思っている思い、不安感、そういったも

のに常に寄り添って、やっぱり行政を前に執行すべきだし、電話の対応から窓口の対応から全部すべきですよ。そして、それを具体的に今、ここをやっているんだということが住民に分かるように、情報をどんどん出していく。そのことがないと、いつのまにか行政と住民が乖離をして、個人判断をして個人が解決に走るとなると、私は正に復興計画で言う地域のコミュニティなんかなくなってしまうので、是非その辺ですね、誰にでも分かるように、そして、具体的に一歩でも二歩でも前に進む、そして、新しい川俣町作るんだというような気構えで執行されるように申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

- 議長（新関善三君） 次に、9番議員 黒沢敏雄君の登壇を求めます。黒沢敏雄君。
- 9番（黒沢敏雄君） 9番 黒沢敏雄でございます。昨年の震災から、また、原発事故から1年3か月が過ぎました。町民の声は、町当局の動きが遅いと感じているようであります。これは、ただいま質問されました同僚議員の質問の中からも、そのように聞こえたはずであります。ただ、町では農地の除染、町体育館、川中体育館、そして小神公民館等の復旧が進んでいるにもかかわらず、そういう声が聞こえます。それは、役場庁舎がそのまま危険物として残っているからではないでしょうか。当初予算がもう既に通っているわけですから、早期に解体を進めるべきと考えるものであります。復興事業が1件もないというような中で、子どもたちの屋内遊技場なども、そういった復興事業の中でできるのではないかとというふうに私は思っているところであります。

まず、最初の質問は、職員の採用を早めるべきではないかと思うことであります。近年中に多数の職員が退職を迎え、定年退職を迎えるというふうに聞きます。それまでに職員を一人前にして、当局の運営に支障が出ないようにしておく必要があるのではないかと思うからであります。

次に、町民に対する対応についてであります。先日、町民の方から中央公園等のことで、個人では無理なので町でやってもらえないかと電話をしたところ、分かりませんという返答だったとのことあります。この答えが適切だったのか、私としては考えさせられるもので、当局の考えを伺います。

2番目には、当町に寄宿する他町民のごみ処理についてであります。町民のごみと同じように収集していることと思っておりますが、その費用についてはどのような考えを持っているのかを伺い、私の質問といたします。

- 議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。
- 町長（古川道郎君） 9番 黒沢敏雄議員のご質問に答弁いたします。

はじめに、第1点目の職員の採用をの(1)、近年中に多数の職員が定年を迎えるので、早期に職員を採用し運営に支障がないようにしておくべきではないかについてのご質問でございますが、町民満足度の高いサービスを維持、向上させるためには、これまでも増して優秀な人材の確保、育成が重要であるとともに、年齢的にバランスのとれた職員構成をどのように維持していくのかなど、中長期的な視点から職員の採用に努めるべきと考えております。また、厳しい経済環境や

財政状況の中、広範、多岐にわたる地域の課題に対し、将来を見据えた政策展開を図っていくためには広い視野を持ち、新たな課題に対して柔軟かつ意欲的に取り組むことができ、加えて精神力の強い多様な人材を確保していくことが必要であります。特に、いまだかつて経験したことのない原子力災害の対応は、複雑、困難であるとともに、スピード感が求められているため、その業務を的確に執行するためには、有能な人材の確保が必須であると考えております。このような観点から、平成23年度も年度内途中の採用を積極的に行っており、平成24年度においては、7月1日採用に向けた職員採用試験を現在、行っており、6月2日には二次試験として、小論文と面接試験を実施したところであります。また、一方では、今後とも財政状況が厳しい状況が継続する中で、多種多様な行政需要に応えるために、これまで一般職員が行ってきた業務について見直しを行い、業務の委託や臨時職員の採用など、様々な手法を活用し、最小の経費で最大の効果を上げるための努力も併せて対応しているところであります。

次に、(2)、町民との対応は適切かについてのご質問でございますが、行財政改革の推進や効率的、効果的な行政運営を進め、限られた財源の中で多様化する行政需要に対応するためには、事務事業の見直しを行い、実施すべき施策の選択や重点化など、住民の生活に必要で、効果的な事業の実施が求められております。新たな行政需要に対しても、原則としてスクラップ・アンド・ビルドの徹底を基本とし、事務事業の見直し、組織機能の簡素化、民間委託、IT活用など、積極的な推進により事務効率を高め、適正な定員管理を推進し、職員の適正配置等によりまして、貴重な人材を生かし、少数精鋭による行財政運営を推進してきたところであります。地方分権時代の職員に求められるのは、社会全体の奉仕者としての自覚を持ち、町民から信頼される職員であることが第一の要件であると考えております。そのためにも人材育成が、これまで以上に重要になっております。職員一人ひとりが常に目的意識と高い意欲をもって、自らの能力開発や知識、技能の習得を図り、その能力を最大限に引き出すことが可能なよう、自己啓発に取り組みやすい職場の環境づくりや自己啓発に取り組む職員を支援するなど、組織としての総合力を高めていく必要があると考えているところであります。昨年来、東日本大震災及び原子力発電所事故の対応対策に合わせ、厳しい仕事に没頭している状況にありますが、このような中にあっても、公務員として法令遵守の自覚及び公務意識の徹底を図る必要があり、平成23年度においては、10月11日と17日に法制執務研修、11月2日に契約事務研修、12月19日と20日に接遇研修を行い、また、今年度についてもコンプライアンスや接遇研修を継続して実施する予定のほか、原子力損害賠償制度や放射能の知識習得にかかる研修を実施するなど、公務員として必要な法律、制度、接客スキルの向上、住民の視点に立ったコミュニケーション・クレーム対応力の向上や原子力災害対応の基礎知識の習得を図り、適切な対応に努めてまいる考えであります。質問にありますような町民の皆さんからの質問に的確に答えられる職員を接遇研修の中でも育成し

てまいる考えであります。

次に、第2点目の当町に避難している他町村民のごみ処理は、ごみ処理の費用について、どのように考えているのかについてのご質問でございますが、本町のごみ処理にかかる事務は、伊達地方衛生処理組合規約に基づき、ごみの収集と運搬に関する事務を除き、同組合において共同処理をいたしており、その費用は、同じく同組合規約に基づき、前々年度の10月1日から前年度9月30日までのごみの搬入量の実績割を基に算定されております。昨年3月に発生いたしました東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、本町に避難された方がお出しになったごみの処理費用は、23年9月までの分が、24年度の本町負担金に算入されております。同様に、23年10月から24年9月までのごみ搬入実績により、平成25年度の本町負担金が計算され、その中には避難者の方がお出しになるごみの分も算入されることとなります。議員のご指摘のとおり、災害以前に比べ、ごみ処理にかかる負担金が増額になることは確かではございますが、その増額分を避難元の市町村に請求するためには、当該市町村ごとの排出量を集計して把握する必要があるとございます。しかしながら、それを把握することは現実的に困難でございますし、避難という現況を考えれば、負担を求めることにつきましては、慎重に検討すべき事柄であると思われまますので、町といたしましては、伊達地方衛生処理組合事務局、組合構成市町との情報交換を密にしながら、その対応について調整してまいりたいと考えます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 一生懸命やるというのは分かるわけではありますが、どうしても今、各課長さんたちの答弁も、議員の皆さん方の答弁に窮しているというようなことは、若干勉強不足があるのかなというふうな思いもあります。ですから、そういったことも含めて、これからそういう人たちが定年を迎えるわけでありまますから、それまでに新しい人たちを十二分に教育しておかないと、町当局の運営は、今以上に難しくなる。そのように考えてもおかしくないというふうに私は思うわけありますが、その点は、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

今、議員お質しのとおり、若い職員を採用しながら、今いる職員についても研修を重ねていって、そういうことのないようにしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 昨年からのことで、行政の中でも多岐にわたった仕事が増えておるわけではありますが、そういったことを勉強するにも、人間の人たちが足りないというようなことで、当議会では人員を増やして、町民のためにスムーズな運営をするようにというような提言を申し上げておったはずであります。それが、また、近年中に定年を迎える大勢の先輩方がおられるということになれば、その中堅がよ

り以上勉強しなければならないというふうに思うわけですが、そういった指導は、これからどのように行われるのかお伺いいたします。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

今後につきましても、公務執務研修等を重ねていきまして、より良い職員を目指していきたいと思いますので、これからも研修を重ねていくということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 研修を重ねる、研修を重ねると、これは皆当然ではありますが、電話の対応の職員についても、分からないという答弁というのはいかがなものかと。上司の指導はどういうものだったのか。私は、やはり自分が分からなければ上司に相談して答えますと。相手の電話番号を聞いて、それに対応するのが当然だというふうに私は理解をしています。それが、その人たちに連絡もなしに、そして、それで終わっているということは、もう必然的にその人の教育というか、その研修がなされていないというふうに思われるわけですが、その点はいかがに考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、そのようなことがないように、毎年定期的に接遇研修を行っているところでございます。ちょっとした言葉や態度で誤解を招くことが多々あるかと思いますが、職員としては相手に不快感を与えないよう、しっかり研修をしていながらやっていきたいと思っております。接遇研修を強化するなど、職員の接客マナーを徹底していく考えでございます。また、研修などを通じて、係長や管理職などの職務に応じた部下への指導体制を強化的に図っていくつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 町民から信頼される職員でありたいというのが、第一の要件であると思います。そういったときに、自己啓発やなんか等、自分のことを勉強するように促す言葉が答弁の中にあるわけですが、そういったことが果たされていないから、こういうことがあるんだというふうに私は理解するわけです。ですから、質問されたからそうだとなくて、やはりこういうふうなものは、前々からやっていないと研修をやっていたと思われないうですね。指導したと思われないう。だから、接客の勉強をもう少ししたほうが良いのではないかと。町民の人はお客様で来るわけですから、そして、皆さんの公僕として働いてもらっているわけですから、そして、優秀な職員を募集しているということでありますから、それは我々以上に優秀な職員でありますので、それが我々町民にそういうふうな言葉で済まされるとしたら、私たちは心外だというふうに思うわけですから、そういったことも十二分に理解して、そういった優秀な職員を採るというようなことでありますから、こうい

ったことをどれが優秀で、どこが優秀でないかと言うか、すべてが良いと言う人もいるかもしれませんが、やはり甲乙というのは人間それぞれあるわけですが、そういったことで優秀な職員を採るというようなことから、やっぱり先のことまで考えた採用をするべきだと思いますが、その辺をお伺いいたします。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 窓口でそのように町民の皆さんに不信感を抱くというようなことで誠に申し訳ありませんでした。今、質問の中で何回も答弁しておりますけれども、ただいまもお質しがありましたように、接遇はなっていないんじゃないかと。いくら優秀だと言っても、じゃどこにそれが現れているんだというような質問だと思います。そんなことにならないように、先程来、研修の話も申し上げましたが、とりわけ接遇については、意を使ってやっているということでございますけれども、今後もそのようなことのないように取り組むためにも、役場内の研修と、そして役場外の研修も含めた、また、職場におけるいろんな面での毎日毎日の業務の中での仕事そのものが研修にもつながるものと思いますので、連絡、報告、ほうれん草と言われますけれども、それぞれの連絡、相談、報告などをしっかりとしながら、事業のまた、業務の内容の把握に努めて、町民の皆さんにしっかりとした対応する職員を育てていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） というのは、やっぱり町当局の運営が、1人の職員、一人ひとりの職員の言葉もそうですし、執務の内容的なものによって、うまくいかなくなる可能性もあるわけですから、そういったことを心配しながら質問しているところがありますから、やはり町長としては、職員の指導というものは十二分に行ってもらいたいというふうに思います。今の職員の人たちにも勉強してもらおうということは、プラスアルファがまだ残っているというふうに私は理解しておりますので、そういうふうなことを是非進めていただきたいと思います。でないと、これからの少子高齢化の中で大変なことになるかと思っておりますので、町当局はしっかりとした運営をしていただきたいなというふうに思うわけであります。

次に、ごみの費用につきましては、そうなんだというのであれば、別に私としては何も言う必要はないと思いますが、ただ、町民の皆さんの税金の中から他町村の人たちのことも面倒みなければならない、自分も被災しながらそうなんだということであれば、やはり考えなければならないであろうというふうにこう思うわけです。ですから、そういった意味においてパーセントが分かる分からないは別としても、何かしらのことは言っておいたほうが良いのではないかと。お見舞いならお見舞いでも良いですよ。そういうようなことで進めれば、分かっている言葉に出さないと有り難みがないですから。だから、そういった意味で当局としては、一応組合との調整だというような話でありますので、一応聞いておきますか、答弁。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 答弁申し上げます。

お質しは、他町村に住所のおありの方、現実には川俣にお住まいの方がお出しになるごみの関係の費用でございますけれども、町長がご答弁申し上げましたとおり、本来、ごみ処理は自治事務でございます。この自治事務のうち、ごみ処理に関しては、収集運搬を除きまして伊達地方衛生処理組合に私どもも共同処理という中で参画をさせていただいているところでございます。今回、ご質問を頂戴いたしましたので、私も伊達地方衛生処理組合さんにもご質問の趣旨で他町村の動向など、ご意向などにつきまして照会をいたしたところでございますが、現在のところ、そのような話題には、現在はですね、なってはいないというふうなお答えを頂戴したところであります。しかし、議員お質しのように、現実には費用がかかっているのは、これは間違いのないところでございますし、これがまたいつまでというふうなことも今のところ分かっていることではございません。よって、納税者の方からすれば、やはりそのようなご心配もおありになるかと思いますので、そのようなお話しが、ご指摘があったというようなことにつきましては、組合並びに構成市町とも連携をとって課題の共有に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） というのはですね、そればかりでなくて、当町の町民もほかに避難している方が多いわけです。ですから、そういう点において、我が町においても、ほかの町村に対する費用弁償というものはどうしたら良いのかということも含めて考えたものですから、そういうようなことを伺ったところでありますので、そういった面では、やはりお互い様という言葉もありますが、そういう中でもやはり感謝という言葉というものは、なるたけあれば良いのではないかというふうに思いますので、ひとつそういうようなことも皆さんの中にお持ちいただければ良いのかなというふうに思います。以上で私の質問といたします。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（新関善三君） 以上で本日の日程は終了いたしました。明日12日火曜日は、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後3時46分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新 関 善 三

同 署名議員 高 橋 道 也

同 署名議員 菅 野 清 一